

令和4年6月清須市議会定例会会議録

令和4年6月6日、令和4年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策 監	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課 長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課 長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室 長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 主 事	清 本 紫 音

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 19名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、5月20日開催の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染予防の観点から、時間につきましてはできるだけ短縮をお願いすることとなっておりますので、御配慮をお願いいたします。

また、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁は最後まで行うものとしたしますが、質問の際は答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る5月27日までに13人の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 20番議員 (成田 義之君) 登壇 >

20番議員 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

議席番号20番、清政会の成田義之でございます。

改選後初めての一般質問ということで、トップを質問させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは、質問内容としては2件でございます。

重箱の隅をつつくような質問になるかと思ひますが、今も議長から時間短縮の要請がありましたので、答弁は簡単で結構ですので、お願ひいたしたいと思ひます。

それでは、1点目の障害者福祉政策の向上に向けてということで質問させていただきます。

これは市長の基本的考え方の中でも5項目の中で健康福祉で障がい者福祉を充実するとおっしゃっておられる中の一環でございますが、私、昨年12月にもこの問題を取り上げてまいりました。

障がい者でも身体・知的・精神の3法がございますが、現在、清須市内には重度・中度・軽度の障がい者の方が約三千数百名おられると思ひます。知的障がい者の場合は軽作業など、会社にも雇うようにということで義務づけられておりますので、軽作業の方は比較的作業するところがございます。精神障がい者の場合も準じてお勤めになっておられる方もおられますが、これも軽度の方であります。重度になりますと、精神障がいの方は病院というところがありまして、そこで御厄介になるということがありますが、今回取り上げておりますのは、その中でも身体障がい者の中で中程度及び重度の方の介護に関わる家庭、身内の方についてであります。

例えば、一般の方が介護施設に働きにいかれますと何ぼかの給料を頂きます。お勤めになられる方は皆さん月に15万円から20万円、御給料をもらわれますけども、身内や親族に24時間務められる方の介護の手当というのには月8千円ですよ。1日の日当にもなりませんよね。こういう現状を何とか家族や御親戚の方、そして親御さんの安心のために今の8千円を倍増できないかと。倍増といつても1万6千円のことです。そういうことを今日はお聞きたいと思っております。

介護をしている方の御苦勞は、私どももそういう人に会ったりテレビを見ると自分の健康は本当に幸せだなと思ひんですが、一歩外へ出ると忘れてしまう、これが現状ですよ。清須市内には重度の方の身体障がい者の方が十数名見えます。本当に苦痛な悲惨な状況ですよ。

例えば、一例を挙げると、名前は言いませんけど、外町の一人息子が重症者ですよ。その方のお父さんが長年透析をやってみえるんですよ。そして、先日お母さんが脳溢血でお倒れになった。二人ともこんな状態で自分の子どもを24時間お世話されてるんですよ。そういうことを今日は質問させていただきたいと思ひますが、①介護の休息のための介護派遣はどのようになっている

か、②介護者の手当についてはどのようになっているか、③親亡き後、障がい者のサポートについて市は責任が持てるか、④福祉手帳や自立支援医療受給者証更新手続簡素化はできないか。

大きく二つ目です。歩道がない道路などについてでございます。

市内では歩道ができていないところが多々あります。市道はほとんど歩道はありませんよね。ほとんど県道ですよ。行政の担当者の方も大変苦勞されておられますが、土地区画整理などでやられた場合は別としまして、旧市街地においては歩道がなく、車に注意して歩くよう皆様気をつけておられます。また、歩道ができていても住宅の出入口のスロープがあり、歩きにくくなっております。要は、段差があるもんですから、車を入れるスロープがありますよね。そのために車椅子とか手押し車からしたら皆さんトコトコトコ上ったり下ったりするわけですよ。大体想定いただければ分かりますけどね。

そういうことで、以下4点ほどお伺いします。

①特に美濃路街道など歩道がない道路で、今後建て替えられる建物について、これはあくまで提案ですよ。当然補償などつけてセットバックしていただき、車から身を守るスペースを設ける手だてが多分ないと思いますけど、何か知恵があったらお答えしていただきたいと思います。

②市役所から三菱UFJ銀行までの新川沿いの歩道は自転車と歩行者のすれ違いが危険であります。要は、市役所から三菱UFJの狭い新川沿いの道のことでですけど、部分的なことを言って申し訳ないんですけども、新川小学校側に部分的なとスポット的なポケットのようなものをすれ違いのために造れないかということであります。

夜、自転車が通るとほとんど無灯で皆さん通られますので、危険ですよ。通られた方は多分御存じだと思いますけど、どちらかが気をつけなきゃいかんと。でも、まがりなりにも50センチでも1メートルでも控えていくと行政側の言い訳にはなるよね。言い訳をつくるために私は質問しとる。

③歩道と車道との段差は設けず、歩車道ブロックで間仕切りは今後造らないようにできないかと、こういうことです。名古屋市はほとんどないですよ。

④歩道でのタバコのポイ捨て。これはマナーの問題ですから難しい問題です。これはマナーの問題だという答弁になるかと思いますが、以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

①の質問に対してお答えいたします。

身体障がい者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律、障害者総合支援法において、在宅生活における障がい者の方に派遣する障害福祉サービスは居宅介護・重度訪問介護等があります。

事業内容は、居宅介護としてヘルパーが自宅へ訪問し、入浴・排せつ等の介護支援や調理・洗濯及び掃除等の日常生活を支援するサービス、また生活に関する相談・助言等、生活全般にわたる支援を行うサービスなどがあります。また、障がいが重度の方には外出時における移動中の介護援助を行う支援などがあります。様々な障害福祉サービスを提供することにより、介護者の方に対して日常生活の精神的な負担軽減に努めております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

1点お伺いするんですけど、要は、例えば、こういう方たちも24時間介護しておられるわけです。今おっしゃったような重度の方で買い物とかそういうことをおやりになるということで、ただ、事務的なことだけおやりになるんじゃないかと思うんです。例えば、食事をしたり、作業をしたり、買い物をお手伝いするという程度で、時間的にいえば1時間ぐらいのもんじゃないですか。だから、24時間介護しておられる中の1時間ぐらいのもんです。これは毎日やないと思うんですよね。この人たちが例えば身内で葬式ができたとか、たまには息抜きして買い物しにいきたくてかいうときが来たときに、半日とか1日付きっきりで介護をやってくれるようなシステムというのはこの近辺にはないんですか。どうですか、課長。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

居宅介護重度訪問支援等の利用時間については、月単位では制限はあるんですけども、1日当たりの利用制限のほうは設けてございません。介護者の方が介護できないような急な状況になられた場合には、短期入所施設のほうもございます。ショートステイということで、短期に入所す

るような施設もございますので、そちらの御利用のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとう。

今おっしゃったような近辺にそんな施設がたくさんあるんかね。1点。

それから、もう1つは、送り迎えというのは向こうがやってくれるわけですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

市内におきましては、短期入所施設のほうは2か所ございます。送迎サービスのほうもあるということで認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

ほとんど寝たきりで、胃瘻をやったり、鼻から食事を与えたり、ほとんどの方がそういう方ですよね。そういう重度の方たちの受入先はこの近辺で2か所もあるんかね。どことどこがあるかね。分かればいいんですよ。分からなかったらいいですよ。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

重度の方の受入れが可能な施設につきましては、1か所あるということは聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

さっき2か所あると言ってみえたけど、現実には1か所かね。どうですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

重度の方の受入先としては1か所ということで聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

最長何日間置いていただけますか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

基本的には7日間となっておりますが、特別な理由がある場合には14日間ということで聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

分かりました。次に移ってください。

議長（野々部 享君）

では、次に、1の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

②の質問に対してお答えいたします。

市独自の介護者に対する手当はありませんが、心身障がい者の方や介護者の方の生活の利便を助長し、経済的負担に軽減を図ることを目的として、電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者の方に対して、タクシーや自家用車を利用する場合の費用を助成する制度などのサービスを実施しております。

手当以外においても、これらのサービスを利用することで介護者の方の負担が軽減される障害福祉サービスの情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私、先ほど質問させていただいたんですよ。介護施設に働きにいけば何らかの給料が頂けるんですよ。我が子や親族を24時間付きっきりでやっとする人たちの介護者の手当は幾らぐらいあるのか、私は1か月8千円ぐらいだと思っただけ。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

市のほうの独自の介護者の手当については、現在は支給しておりません。ただし、国のほうで介護者に対する手当のほうがございます、20歳未満の児童を養育している家庭に対して、1級と2級という手当の種別がございます。1級につきましては月5万2千400円、2級につきましては月3万4千900円を支給させていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

加藤部長、どうかね、今のを聞いて。これで満足だと思われませう。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

手当の支給額について御答弁をさせていただいているかと思いますが、確かに、金額につきまして、今、課長が答弁させていただいたとおりなんです、他市町に比べまして本市につきましては手当額は多い状況でございますので、措置につきましては、市としては十分手当のほうは支給をさせていただいているかと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

24時間介護しとってね、それで十分だと思われるの。そうじゃないでしょう。正直に答えないと駄目だよ。もう一遍。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

今、議員の言われましたようにですね、それぞれの御家庭の環境等がありますし、重度の障がいをお持ちになった方のいろんな重さとかあるかと思っておりますので、そこら辺につきましては、今のところ手当的には級に合わせた支給をさせていただいておりますので、十分かと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

今の話を聞いとると、国は出しとるけど県は出してないんでしょう。だから、県に要望するということを今までやってないの。県から引っ張ってくるぐらいのことを部長ならできるでしょう。どうですかね。後、質問するのをやめるから、その一言だけお聞かせください。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

まず、県のほうの申請につきましては、いろんな御意見があるかと思っておりますので、他市町の状況を見ながら調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

次、お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

③の質問に対してお答えいたします。

障がい者の方の多くが御家族と暮らされており、親族亡き後、不安を抱える御家族の方もおられます。御家族の方が早い段階から長期的な計画を立てていくことが御家族の方の精神的な安心にもつながると思います。

社会福祉協議会内に設置されている基幹相談支援センターにおいて相談支援員等による相談支援を行っており、成年後見、住まい、身の回りの世話、就労の場等の提供の障害福祉サービスや社会福祉協議会が実施する金銭管理事業、無料法律相談等、実情に応じた制度を紹介しております。

また、現在、成年後見センター設立に向けての準備委員会の立ち上げを進めております。

市の責任としましては、障がい者の方や御家族の方が地域において安心して暮らせるよう相談窓口の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとう。

時間がないから、もっと手短かに答弁してもらえれば結構です。

時間がないから質問しません。

ただ1つだけ言っておきます。要は、親亡き後、親族亡き後で障がい者のお子さんや身内の方が市が今とは言いませんが、将来的に責任を持って後は始末しますということを今後検討してください。お願いいたします。

次。

議長（野々部 享君）

次に、1の④の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

④の質問に対してお答えいたします。

精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の更新手続については、国の通知により定め

られております。令和3年12月議会に答弁いたしました。自立支援医療受給者証の更新時期が精神障害者保健福祉手帳と異なる場合においては、次の自立支援医療受給者証の更新時期を精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせた有効期限に短縮するなど、手続の簡素化に努めております。

引き続き、申請者の方が理解しやすい説明に心がけるとともに、手帳の更新時にほかの更新申請の有無を確認するなど、申請者の方の負担軽減となるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

くどくど言いませんけど、要は、重症者の方の更新手続なんて十数名しか見えないから、一々役場へはがきを出して来てもらうのも大変だから、せめてこの十数人の方だけでも役場の行政マンが出向いて、「私どもが全てやります」と言って、その場で代筆なりして、訪問してやっていただけるぐらいの気持ちを持っていただきたい。それでいいです。

次。

議長（野々部 享君）

では、次に、2の①の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課長の村瀬でございます。

①の質問についてお答えさせていただきます。

美濃路街道など、家の建ち並んでいる道路は用地買収によるスペースの確保が非常に困難であります。視覚的に分離する整備手法により、歩行者の安全性の向上を図るため、調査・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

短く答弁していただいてありがとうございました。

要は、今の美濃路街道なんかは、例えば一例をいうと、西町の床屋さんのところは1メートルぐらいセットバックしてみえるんだよね。あれだけでもものすごく違うんだよね。一遍見てもらうと分かるけどね。そういうようなところを点々とできるような工夫ができないからね、すると、すれ違いのときにスッと横へ寄れると。後ろを見ながら、夜、歩いてください。美濃路街道、枇杷島まで大変ですよ。車に引かれただけ幸せだと思っとるけどね。だから、今できることあって、10年、20年先を見込んで、狭い土地の人に御無理を言っはいかんから、らしい土地があるところには建て替えられるときに、セットバックというといかんから、1メートルぐらい控えていただいて、50センチでも1メートルでもそれるような空間を作っていただいて、その分、固定資産税を免除するからということ、道路をいじくるんじゃないで、建物の中に足をちょっと入れさせていただけるとなスペースを1か所ずつどんどん増やしていくと、30年から40年たつと美濃路街道もよくなると思います。だから、次の世代のために何かいい工夫はないかなということだわね。ひとつお考えしていただけますか。

やられることを確信しますので、答弁は要りません。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

清須市役所交差点の南西角に新川小学校敷地を利用して歩行者の滞留場所が整備されています。同じような滞留場所を新川小学校側に整備できるように関係機関と協議を進め、検討していきます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

関係機関というのは、警察とか、これは県道だから県の許可ももちろん取らなきゃいかんということになると思うんですけども、役場の方が一番よく通られると思うんですよ。役場も5時15分になったらパッと帰ってくる課も見えるわね。やることがないから、仕事が。ところが、6時、7時まで毎日遅く帰られる課もあるわけですね。やることがあるからね。そのために、不

公平がないようにということで人事異動されておられると思うんですね。冬だとね、夕方5時過ぎると暗くなるんですね。役場の職員が通られるんですけどね、私、通る方の名前を言っているけど、自転車が来るとあそこはかなり危険ですよ。村瀬さんは旧新川町出身だから多分御存じだと思うんですけど、危険だとか、不便だとか、苦情とかそういうものは今までなかったたね。どうですか。正直に言ってくださいよ。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

私、4月になってから土木課長に拝命しておりますけど、まだ今のところそういった苦情等がかかっておりません。

また、以前から、私はずっと新川町から勤めておりますけど、危ないのは確かに私も認識はしておりますけど、広げてほしいとか、そういった要望等までは頂いたことはございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

成田です。

では、私が異常かな、これ質問するのはね。私は危険だと思うんだけどな。もっとひどいことを言うとね、あそこ、自転車が通るんだよね。そういうことをおっしゃるなら「自転車は車道にて」看板を立ててもらいたいよ。自転車は車道を通ってもらうと自転車の人は大変だよ、歩道を1人通るだけですれ違っても体を寄せなきゃいかんような。やるっていうことじゃなくて検討するということでしょう。検討だけでしょう。検討だけでも結構ですよ。

次、行ってください。

議長（野々部 享君）

では、次に、2の③の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

③の質問についてお答えさせていただきます。

現在は歩道の新設は、歩道と車道が段差のないフラット形式、または歩道と車道の段差が5センチ以内のセミフラット形式により整備を行っており、段差が解消され、歩行者にとって安全で

円滑な移動が可能となっております。

既設の歩道と車道の段差が15センチあるマウントアップ形式の歩道の改築は、歩道面を切り下げるにより民地側の高さが変わるため取り合わせが難しいですが、改築することが可能な歩道であるか現地調査を進めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとう。

清須の市道は歩車道一体だから歩道がないからですけども、歩道があるところはほとんど県道だよ。清須の近辺でも県道がたくさんありますけども、県道で歩道がないのは美濃路街道だけだよ。これから県のほうへ行かれたときに、新しく造られるときには、歩車道のブロックを段差がないような名古屋市みたいなシステムだと、名古屋市の人たちは段差がないから非常に喜んでみえますよ。特に、僕は高齢者だから言うわけでないけど、お年寄りには本当に楽だと。建物を造られると車入れるスペースでどうしてもスロープを造らないと駄目だということで、これは不都合だよ。維持管理上もあまりよくないと思うんですよ、補修なんかでも。お宅ら苦労してみえると思うんですね。だから、今後、県に対してそういう要望を出されるといいんじゃないかと思うんです。ひとつよろしく願いいたします。

それから、4番目については答弁は要りませんので、私のほうからお願いをしていきます。

広報活動をやっていただくということと、マナーの取組を今後していただけるとありがたいなと思うんです。

たばこのポイ捨てはほとんど同じ場所でやっておられますので、そういう啓発活動に力を入れていただきたいということで、私の質問は終わります。

ちょうど30分たちましたので、10分短縮させて一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

次に、富田議員の質問を受けます。

富田議員。

< 7 番議員（富田 雄二君）登壇 >

7 番議員（富田 雄二君）

議席番号 7 番、清政会、富田雄二でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

私からの質問は、企業立地の取り組みについてでございます。

本市は令和 2 年 10 月に企業誘致課が新たに創設され、令和 4 年 3 月に企業留置、企業誘致の促進に向け、「企業立地促進基本計画」が策定されました。

対象となる地区は、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区と春日舟付・長久寺地区及び土田・上条地区の 3 地区を基本としており、この春日の 2 地区に関しては、清須市都市計画マスタープランにおいても「リニア・インパクトを見据えた工業系用途への編入を検討する」と位置づけされています。この 2 地区を含む旧春日下之郷地区はほとんどが市街化調整区域でありまして、農地であったところには配送センター、運送会社が進出しておりまして、分家住宅もところどころに立地しており、虫食い状態になっているのが現在の現状でございます。

このように、田畑の中に住宅や工場が建ち住工混在が起これると農業用水路に住宅からの生活排水や工場からの排水が流入しまして、自然環境も悪化いたします。

また、工場からの騒音や振動などといった公害の発生、路上駐車、交通渋滞も今後増えることが予想され、生活環境の低下が懸念されるところでございます。

さらに、春日の 2 地区には埋蔵文化財包蔵地が含まれており、企業立地を進める上で足かせになっています。

本市においても人口の減少や少子高齢化など社会情勢は大きく変化しており、日常生活に必要な機能が集約されたまちづくりというのが課題となっております。農業の後継者不足による耕作放棄地の増加や人口の減少によるコミュニティの衰退などが問題となっております。土地利用の最適化を通じ、地域の活性化を図る必要があるということは私も理解しております。しかし、この住工混在の問題点を抱えながら企業立地の促進を図るには、企業と住民が相互に安心して操業、居住できるまちづくりを目指し、お互いの対話と交流が重要であると思われま

そこで、今後進めていかれる企業立地の取組について、4 点ほどお聞きいたします。

①既に、春日舟付・長久寺地区には大手運送会社の進出も決定しており、また特別養護老人ホームの南側へは金属加工業者の移転も進められております。この工場の移転については、道路で囲まれた街区全体を使うことなく、一部に農地が残る形での土地利用になると聞いております。

このような土地利用の現状と課題をどのように捉えられていますか。

②春日の2地区は企業誘致等を進めた後、市街化編入を目指すとしておりますが、どのタイミングで市街化編入を考えているのでしょうか。

③春日の2地区は、インターチェンジから1km圏内でありまして、企業にとっては非常に立地条件がよい地区であるため、工業系用途の企業誘致を推し進めるということは私も理解していますが、今後、企業と地元住民が共存していく上でどのような課題があると考えていますか。

④埋蔵文化財包蔵地の土地利用について、どのような助言(アドバイス)を考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

議長(野々部 享君)

初めに、①の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長(沢田 茂君)

企業誘致課長、沢田と申します。

①土地利用の現状と課題について答弁させていただきます。

一部に農地が残る土地利用の現状と課題につきましては、まず、土地利用の現状は、本市といたしましては、立地する企業に対し一部に農地が残る中途半端な土地利用とならないよう、街区全体で利用するよう調整しております。しかしながら、調整した結果、企業も地権者に対して街区全体で利用できるよう用地交渉を行いました。地権者の意向で売却したくないなどの理由により、結果的に一部に農地が残る土地利用となっているのが現状であります。

残された農地の課題につきましては、農業用水を配水しづらくなることや営農がしづらくなるなど、将来、土地を売却する際に中途半端な土地という理由で土地の単価が下がる傾向になるなど、目先のことだけでなく、将来の土地利用を踏まえ、地権者へそのようなことをいかに理解していただけるかが課題であると考えております。

以上でございます。

議長(野々部 享君)

富田議員。

7番議員(富田 雄二君)

既に御承知だとは思いますが、先ほど申した金属加工業者の予定地の南側のところに、道を挟んで大型車両の駐車場が新たに造成されたわけですが、ここは本当に不整形な土地利用となって

おります。この駐車場の東にはまだ少し田んぼが残っているわけなんです。今、地元の人も、あそこの田んぼに本当に農業用水がうまく入のかなというようなことを心配されておりました。

この企業立地促進基本計画というのは、本市の長期的なビジョンに基づいて市の方針とか方向性を示したもので、強制力はないというふうに私は理解しております。幾ら行政のほうで調整すると申しましても、本当に当の地権者のほうが売らないと言えば、このような虫食い状態の土地利用となってしまいます。そこで、私は、企業誘致課として何かできることはないかということをおもうわけですが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課の対策といたしましては、中途半端な土地利用とならないよう、昨年度に産業課と連携いたしまして、春日の2地区の農業委員会の会長や農業委員へ、中途半端な土地利用をしますと残された農地の利用にも悪影響が出る旨の説明を行っております。その際、農業委員からは、中途半端な土地利用をされると営農する際には問題だということで、そういった認識をいただいておりますが、やはりどこまで行っても、先ほど富田議員がおっしゃられたように、地権者が課題をしっかりと認識しないと課題解決にはつながらないのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

結局は地権者のほうにしっかりと認識していただくということですね。そうであるなら、地権者に対して何かフォローするようなことは考えておりますか。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

現状といたしまして、春日の2地区の地権者の方々は一切どういう考えを持ってみえるのかというのは、我々企業誘致課のほうも実際把握できていないのが現状です。そういったことを踏まえまして、春日の2地区の地権者を対象に個別にアンケート調査、例えば、営農の希望があるの

かないのかとか、その後の土地利用についてどういった考えがあるかなどを適切に把握した上で、立地する企業の適正配置に努めまして、中途半端な土地利用の解消に向けて取組をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

分かりました。確かに、企業立地促進基本計画のほうでは企業に対するアンケートというのを行っていましたが、今、言われたように、地権者に対してもアンケートするというのは非常に大切なことだと思います。よろしく願いいたします。

では、次、行ってください。

議長（野々部 享君）

では、次に、②の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課長の鈴木でございます。

②の質問についてお答えいたします。

市街化編入のタイミングについては、現在、計画を進めている大手運送会社や金属加工業者を含め、地区内の立地が概ね図られた段階で、愛知県に対し市街化編入の手続きを進めてまいります。

時期につきましては、愛知県が県全域における市街化区域区分の見直しを定期的に行っておりますので、それに合わせて行ってまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

この市街化編入の手続きと同時に用途地域の指定というのをされると思うんですが、これはどういう用途地域になるのか。また、これは市が決定できることなんですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

清須市の都市計画マスタープランに位置づけられていますとおり、工業系の用途への編入を想定しております。用途地域につきましては、県の意見を聞きながら市が決定する権限を有しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今、御答弁で工業系用途を想定しているということですが、この春日の2地区は市宅地開発等に関する指導要綱、宅地開発要綱によると、将来的に道路が9メートルとなるよう、また道路中心から4.5メートル、敷地境界から30センチ、道路後退、セットバックしていただき、側溝も整備するということになっております。今回、立地予定の今、言われた大手の運送会社、あるいは金属加工業者は、この要綱を守られるというふうに私、聞いてますが、先ほど私がお話ししました、造成が終わったばかりの大型車両の駐車場を私も見てきましたが、これは道路後退していないように見受けられますが、認識されてますか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

そちらの地域につきましては、工業系の用途で将来整理していくということになりますので、道路幅員がまず9メートル必要ということになります。そして、清須市宅地開発等に関する指導要綱というのが令和3年12月に改正をしております。その際、春日の2地区について駐車場等の整備も要綱の適用範囲とするように改正をいたしました。

御指摘のありました、先般造成が終わった運送会社の駐車場については、要綱改定前に許可が下りている案件で、当時は、本要綱の適用外であるため、市から要請はしておりません。今後は駐車場の造成についても要綱の遵守を強く要請してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今いろいろ御答弁いただくと、要は、指導要綱を守られる企業と守らない企業、それによって

道路が広くなったりとか狭いままであったりとか、そういうふうになるわけですね。これは企業によっても不公平感が生まれますし、決して望ましいことではないので、しっかり要綱を守っていただくように御指導をお願いいたします。

それと、もともと春日の2地区というのは農道舗装になってます。企業立地が今後進みまして、交通量が本当に増えてくると舗装はぼろぼろになります。その辺のことは何か対策を考えられておるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

清須市宅地開発等に関する指導要綱におきましては、立地する企業に対して出入口に面する道路は半断面、出入口部分については全断面の舗装のやり直しをしていただけるように要請しております。

立地する企業に対しましては、指導要綱を遵守しない場合、近隣住民や要綱を遵守している周辺企業との関係悪化や企業イメージに影響が生じる可能性などのデメリットを伝えて、要綱の遵守を強く要請をしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

これは地元の方も生活道路として使用してますし、きちんと舗装していただくようお願いいたします。

仮定の話ですけど、この市街化編入の後、何らかの理由で立地した企業が撤退する場合があります。その後、この土地にいわゆる工業地域という形になると危険物を取り扱う施設であったりとか、環境に悪影響を及ぼすような工場が建てられる可能性もあるわけですね。それを阻止するような方法はないですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

立地した企業が撤退をして、その後、用途地域に適合する他の業種が立地するということは想

定されます。工業系用途としての適正な土地利用を促しつつ、必要に応じて地区計画を策定いたしまして、当該地区における開発に一定のルールを定めるなど、様々な手法を検討してまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

今いろいろ地区計画というお話も出ましたが、これは地元にとっては一番懸念されることですので、しっかり対策をお願いいたします。

最後に、今回、企業立地促進基本計画を策定するに当たり、企業にアンケート調査を行った際、企業からは補助金の支給、また税金の免除・減額を希望されてるということですが、何か市独自の支援策等は検討されているんですか。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

昨年度策定いたしました企業立地促進基本計画におきまして、やはり支援策などは実施を含めて検討するという事としておりますので、今年度に庁舎内の関係各課が参加する庁内連絡調整会議という会議体があるんですけども、その中で支援策など実施を含めて検討していくことで考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

分かりました。

では、3番のほうにお願いします。

議長（野々部 享君）

では、③の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

③企業と住民が共存する上での課題についてお答えいたします。

企業と住民が共存するには、企業と住民が相互に安心して操業・居住できるまちづくりが必要であると考えております。

企業から見た課題といたしましては、地域住民への騒音対策、公害対策など、環境負荷の低減や車両などの通行量増加に伴う安全対策及び地域住民との良好な関係構築や地域の連携が考えられます。

一方で、住民から見た課題としては、住生活を脅かす公害などの抑制、災害等発生時に企業との連携やコミュニティの構築、企業進出に伴う浸水被害低減に向けた治水対策などの課題が考えられます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

今、課題としていろいろ挙げていただきましたが、やはり水の問題もその1つでございます。

この地域は新川流域の対象となる地域ですので、雨水対策としてどのような指導をされるのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

先ほど都市計画課長が答弁させていただきました令和3年12月に市の指導要綱を改定しております、その際に春日の2地区に限定しているんですけども、あそこは新川流域に当たりますので、10年高確率、時間雨量にして63ミリ対応で、通常は調整池などを整備していくんですが、その2地区につきましては、30年高確率、いわゆる時間雨量でいいますと80ミリ対応に強化する形で要綱を改定しております。

併せて、企業立地促進基本計画のほうも、そのように立地する企業に対して雨水対策を実施するよう要請していく考えでありますので、通常の地域と比べて治水対策は強化しているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。

この水の問題というのは、春日地区だけでなく、春日の朝日とか西田中、下手すると阿原のほうまで関係してくることもございますので、最善の対策をひとつお願いいたします。

それと、先日、私の住んでいる地域のごみゼロ運動のときにですね、ある企業から3名の従業員の方の参加がございました。こうした住民との連携・協力によるコミュニティの形成というのは、非常に私、重要だと思っております。

さきにお話しした大手運送会社ですが、地元自治会との連絡窓口を設置しまして、地元の祭りだとかイベントへの協賛、あるいは地域の清掃活動への参加、交通安全教室の開催運動を既に約束しておられます。今後、考えられるのは、例えば、地域の防災であるとか減災を住民と協働で考えられるようなワークショップの開催であるとか、災害協定を締結したりとか、いろいろ考えられるわけですが、企業誘致課が先頭になってしっかりと各課と連携いたしまして、本当に企業と住民が共存できるようなまちづくりを目指してしっかり対応していただきたいと、これは要望だけにさせていただきます。

次、4番お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、④の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

④埋蔵文化財包蔵地への助言について答弁させていただきます。

朝日遺跡は、埋蔵文化財として非常に重要な遺構であり、遺構調査費用も相当高額になると聞いています。このような実情から立地を希望する企業は、調査費用を負担してまで立地することができないなどの理由により、土地利用が進まないのが現状であります。

したがって、土地利用を促進するためには、埋蔵文化財を保護しつつ、企業の駐車場など埋立てによる土地利用であれば可能性がある旨の助言を行っております。

以上でございます。

7番議員（富田 雄二君）

一昨年でしたか、ある不動産会社の社長が、朝日遺跡の埋蔵文化財の包蔵地の試掘調査をいたしまして、大量の遺物が出土したと。ここに建物を建てる場合は、坪60万円から70万円かけて発掘調査をする必要があるというふうにお聞きしました。そのため、建物の建築というのは非常に難しく、駐車場であるとか資材置場、また産廃施設、そういったものしか活用方法がないというふうなことで聞いております。

そこで、これはあくまで私の提案なんですけど、市のサッカー場とかグラウンドの建設という考えはどうでしょうかね。

昨年8月に大雨がございまして、庄内川河川敷にある市のソフトボール場とかテニスコートが冠水いたしまして、土砂等の撤去に二千万円ほどかかりました。今後、地球温暖化によりまして大雨洪水の頻度も今後増えると思いますし、こうした冠水のリスクも高くなると思います。市民からも、市民グラウンドであるとかサッカー場の建設、こういった要望もございまして、また、今度、県のほうの事業で2025年に豊山町に防災拠点を作り、大規模災害時の支援物資の受け入れを行い、被災現場や地域の防災拠点に供給するというふう聞いております。豊山からヘリでグラウンドに救援物資を運んでいただければ、周りに運送会社がいっぱいあります。そこから救援物資、各清須の全域にこういう救援物資が行き渡るのではないかと、そんなふうに私は考えておるわけです。

それと、もう1つ違う提案がございまして、岐阜県の本巣市に根尾谷断層を活用した観光資源として、根尾谷地震断層観察館という施設がございまして。私も見学に行ったことがございまして、これは濃尾地震によりできた断層のずれをあえて露出させ、直接観察できるような施設がございまして。本市も朝日遺跡は大変有名な遺跡がございまして、埋蔵物が地中に埋まっているところね、観光客に実際見ていただけるような施設、また遺物を来館者が自分の手で掘り起こすようなことができるような体験型の施設、こういったものは国とか県の仕事になると思うんですけど、市としても何か国とか県にこういったことを働きかけるというような考えはございませぬでしょうか。企画部長どうですか、何かコメント頂けませんか。

議長（野々部 享君）

河口企画部長。

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

今、議員が提案されたグラウンドですとか公園みたいな施設につきましては、一応、清須市全

体でその必要性などいろいろな要素を盛り込んで検討をして、また、その方向性を決めていくというふうになっていこうかと思います。

今、議員が提案されたことも、今後そういった我々のほうで検討する中の1つとして含めていければというふうに考えています。

以上です。

議長（野々部 享君）

富田議員。

7番議員（富田 雄二君）

積極的なのかどうか分からんですけど、温かいコメントを頂きましてありがとうございます。

私はこの部分は1街区ごとの土地利用というんじゃなくて、さらに広く埋蔵文化財包蔵地に該当する全ての土地を一括で利用できるような施設でないと問題解決ができないと思っているんですよ。地元住民にとっても、清須市にとっても最善の土地利用を考えて今後調査研究されるということでございますので、これは私しっかり見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、先月の中日新聞の尾張版にこんな記事がございました。

「一宮市千秋町の市街化調整区域の農地に物流会社2社が倉庫を建てるという計画に市が開発を許可しないよう住民らが陳情書を提出した。また、その数日後には、計画する物流会社1社に対し市は開発を許可した」と、そういう記事が載せられておりました。他の1社は住民の声を受け、計画を再検討していると述べられておりますが、こうした事例は今後、清須においても出てくると思うんですね。

地域の活性化、市税の確保等、今後の本市の発展のためにも企業立地というのは大いに理解しております。ただ、春日の2地区に関しては、土田・上条地区と違いまして既に住宅が点在しております。私もこれまで予定されている、先ほど申しました大手運送会社、あるいはまた金属加工業者の件で一部住民の方から既に何度も相談とか苦情を受けております。本市の宅地開発に関する指導要綱第7条の別記第2で、春日舟付地区等における開発等、整備基準というのが明記されておまして、その中に周辺土地への環境に対する配慮等という項目がございます。そこにこう書いてあります。

「苦情及び事件の発生に対しては誠意を持って対応し、その解決に努めなければならない」と、こういうふうに書いてあります。本市としても住民に対してしっかり説明責任を果たしていただ

き、さらにその後の住民のフォローもしっかり行っていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、富田議員の質問を終わります。

次に、齊藤議員の質問を受けます。

齊藤議員。

< 3番議員（齊藤 紗綾香君）登壇 >

3番議員（齊藤 紗綾香君）

議席3番、清政会、齊藤紗綾香です。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

議員となりまして最初の一般質問ですので、お見苦しい点やお聞き苦しい点があるかとは存じますが、何とぞ御了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、適応指導教室について質問させていただきます。

平成30年度に文部科学省が行った調査によると、全国の小学校・中学校における不登校児童・生徒数は16万人を超えており、6年連続で増加し続けています。また、不登校の児童・生徒のうち約6割が年間90日以上欠席しており、憂慮すべき状況と言えます。これらの調査結果を踏まえ、文部科学省が不登校児童・生徒の学校復帰を支援する取組として掲げているのが、適応指導教室の設置促進や機能の強化などが挙げられると思います。本市においても同じ状況であると考えられており、過去の一般質問でも幾度となく議題となってきました。しかし、この問題も踏まえて社会の変化に適応しながら改革していく必要があるので、本市でも「令和4年度清須市教育委員会基本方針」（以下、基本方針）を策定している状況だと思います。

この策定には「日本の未来を担う人間を育成する教育が必要」とし、「社会の変化に応じて絶えずその在り方を見直していかなければならない」とされています。ただ、この基本方針では令和元年文科第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知）に関する事項が抜けているように感じられ、平成30年「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」とも一部整合が取れていないように思われます。その中で、学校等の取組の充実や教育委員会の取組の充実は非常に重要な課題であり、平成31年3月議会の一般質問でも挙がっていた不登校児童に対して適応指導教室利用者が極端に少ないという現象は、こ

の2点が機能していないのではないかと考えられます。

確かに個々に応じた教育であるので通う、通わないの選択肢があることも理解できますが、「通わない」を選択した児童生徒が本当に家庭での教育だけでよいのか、本当は通いたいのではないのかという判断を行うためには、多角的な視点から見据える必要があると思われます。そのため、通知の中でも表現されている「日頃からの民間施設との積極的な連携・情報交換に努めること」というのは非常に重要なことだと思います。

また、「適応指導教室」の名称についても、不登校児童生徒からするとまるで自分たちが適応できていないとの印象も受けることから、名称からの拒否反応があることも否めないと思います。これらを踏まえて質問させていただきます。

①平成31年3月から直近までの登録人数、登校人数の推移をお聞かせください。

②当事者からのヒアリングをしたところ、現状の名称「適応指導教室」にネガティブな印象がある、名称変更を希望するとおっしゃる方が多くいらっしゃいます。例えば、あま市では愛称をつけて運営していますが、本市は名称を「適応指導教室」のままにする必要があるかをお聞かせください。

③適応指導教室の存在を知らない保護者の方が多く、情報を得るために市のホームページを拝見したところ、教室の在り方が分かる情報は一切掲載されていませんでした。適応指導教室の周知とホームページ改善の必要があると考えています。それについて、どのようにお考えかお聞かせください。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

①の質問についてお答えさせていただきます。

令和元年度の登録人数は12人、うち通所者数は、出席日数が1日以上10日未満が6人、10日以上50日未満が3人、令和2年度は登録人数が21人、うち通所者数は、1日以上10日未満が10人、10日以上50日未満が4人、50日以上100日未満が3人、令和3年度につきましては登録人数は22人、うち通所者数は、1日以上10日未満が8人、10日以上50日未満が5人、50日以上100日未満が1人、100日以上が1人となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

令和元年から令和3年にかけて登録人数が倍近く増えていますが、不登校児童の推移はどうなっているかお聞かせください。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

不登校児童生徒の数につきましては、令和元年度は108人、令和2年度は154人、令和3年度は185人となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

登録人数、不登校児童ともに増えているのにもかかわらず登校人数が少ないようですが、一般的に考えれば、不登校児童が増え、登録人数が増えるのであれば登校人数も同じ推移になると思うのですが、このことに関して本市ではどのように捉えているかお聞かせください。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

不登校の原因は一人ひとり違い、多種多様でございます。そのため、児童生徒の状況に合わせてそれぞれが必要とし、それぞれに合う場所を模索し、いろいろな選択肢の中から自分に合った場所で学習するのがよいと捉えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

適応指導教室の趣旨は文部科学省の指針などから、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う場として理解していますし、先日見学に伺った際、毎日登校してみえる方がいるなど、意欲的に学習されている姿を拝見し、その場所が必要な方もいらっしゃると感じました。

一方、学校復帰だけに重きを置いていないなどの別のお考えをお持ちの方もいらっしゃいます。不登校児童生徒の実態についてどこまで把握されているかお聞かせください。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

家庭の事情などによっては深く立ち入れない部分もございますが、家庭状況や不登校の原因についての推察など実態について把握するよう努めておる状況でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

私のところには複数の方が相談にいらっしゃっています。その中には、雰囲気は苦手ですとか、勉強はしたいけれども通いづらいなど勉強がしたいという方もいらっしゃって、理由は様々ありました。そのようなことは御理解いただけていますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

そういった様々な理由があることも理解はしております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

やはり十人十色の意見がございますし、適応指導教室の本来の目的もありますから全部の意見

を聞くのは難しいでしょうが、登校することが困難な状況にある方が一人でも多く自分に合う場所に出合える環境へと改善できるように意見交換の場も活発にしていきたいと思います。

また、参考資料で配付していただいています不登校児童生徒の適応指導教室個別サポートの現状、こちらは豊田市の資料になります。同じような危機意識を持っている豊田市では課題も積極的に見直し、いろいろな状況に対応できるよう独自で様々な施策を考えておられます。

例えば、右側のページですが、「集団生活が苦手な登校をためらう児童に対し、家庭や公共施設において教員が一对一で学習サポートをし、自主性の育成を図る」と記載されています。本市でもこのような丁寧なサポートを取り入れることで学習の遅れを防ぎ、心の安定からの登校意欲も期待することができると思いますが、それに対して本市のお考えを聞かせてください。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今、議員のほうからお話いただいた他市のような施策も1つの方法だとは考えますが、人員確保や教員の負担が大きいというような課題もあるかと思います。本市といたしましては、まずはスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、学校等が連携し、積極的に対象となる児童生徒や保護者と関わりを持ち、寄り添って問題の解決や改善につながるような方法をまずは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

学校や教員の負担が大きくなるという点、学校指導要領の改定により、時代に即した教育への変化に対応するための時間が割かれる、特にプログラミングや金融教育などでは、自分たちが学んでいないことを教えなければならないという事態になっており、教職員の労働環境の問題も存在するとは承知しています。負担軽減という視点からもスクールソーシャルワーカーですとかカウンセラーの積極的な活用に期待します。

先ほども述べましたが、時代の変化にも対応していくには情報のノウハウを蓄積している民間との連携も重要なポイントになると思います。これは文部科学省だけでなく分かりやすいところ

では、経済産業省や国土交通省でも民間との連携強化を積極的に行っていることから、自治体運営には欠かせないものとなっていると思います。ただ、不登校児童に関して連携がなされている自治体がほとんど存在しないのも事実です。私も一生懸命調べましたが、見つけられていません。

事例がないからしない、できないではなく、モデルケースになることで新しいことに取り組む真摯な姿勢が市民の方に伝わり、他市からは魅力のあるとしての評価も期待できると思いますので、本市では積極的に民間との連携強化についても御検討願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

続いて、②の質問をお願いします。

議長（野々部 享君）

では、次に、②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

②の質問についてお答えいたします。

これまで適応指導教室は学校復帰を目的に設置されてまいりました。しかし、令和元年10月25日付、文部科学省通知の不登校児童生徒への支援の在り方において、不登校施策に関して整理がなされ、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、学校復帰を含めた社会的自立に向かうよう適切な支援や働きかけが求められるようになりました。

市教育委員会におきましても、この趣旨を踏まえ、スクールソーシャルワーカーを増員し、相談窓口と一体となって支援に努めており、現在は適切な支援、働きかけができるような教室づくりを模索しているところでございます。

また、名称や要綱につきましても、支援を前面に出した改正を考えているところでございます。今後におきましては、議員御指摘の愛称につきましても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

多感な時期の子どもたちにとって言葉の与える影響はとても大きいので、受け入れやすい名称への変更の検討をぜひお願い申し上げます。

参考資料として、あま市の適応指導教室の案内を配付させていただいています。このように愛称をつけて運営しておられる市もございます。そして、これは私からの提案ですが、市民の皆様に参加していただくことで認知度が上がることを期待して、公募での新しい名称をつけるのもよいのではないかと思います。早急に御対応くださいますようお願い申し上げます。

それでは、次、3番へお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、③の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

③の質問についてお答えいたします。

現在のホームページでは適応指導教室での学生ボランティア募集を掲載し、その中で、適応指導教室とは何かを簡単に紹介しています。今後は適応指導教室がどんな教室でどんなことを行っているか伝えるとともに、ここで一時的にでも心を休ませたいと児童生徒たちが思ってもらえるような情報発信ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

御検討いただけるようでありがとうございます。

市民の皆様が必要なときに必要な情報が得られる環境を整えてください。

こちらあま市の参考資料にあるように、概ねどのような場所かイメージできる情報提供は必要だと思います。こちら早急に御対応よろしく願いいたします。私も引き続き見守らせていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。お時間頂きありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、齊藤議員の質問を終わります。

ここで11時まで休憩を取りたいと思います。よろしく願いいたします。

（ 時に午前10時45分 休憩 ）

（ 時に午前11時00分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、浅妻議員の質問を受けます。

浅妻議員。

＜ 2番議員（浅妻 奈々子君）登壇 ＞

2番議員（浅妻 奈々子君）

議席番号2番、清政会、浅妻奈々子です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項は、子どもの居場所づくり「子ども食堂」の拡充についてです。

前提といたしまして、「こども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。地域によっては「地域食堂」、「みんなの食堂」という名称のところもあります。子ども食堂は民間発の自主的・自発的な取組でスタートしまして、その数は増加の一途をたどっており、現在は全国で約6千か所にも上っております。今や子ども食堂は御飯を食べるところというだけでなく、全国的に子どもの居場所・地域のつながりづくりを担う場所になっております。

本題に入ります。

本市でも「清須市子ども・子育て支援事業計画」の中で、「子ども食堂は地域における子どもの孤立を防ぎ、子どもの居場所づくりとして期待されています。子ども食堂を実施している団体・組織に対して情報提供を行うとともに積極的な連携を図るなど活動支援に努めます。」と明記されております。既存の子ども食堂との連携だけでなく新規立ち上げ支援も含め子ども食堂の推進を図り、子どもや地域の方々にとっての居場所、つながりづくりを積極的に行っていただきたいと考えます。

そこで、以下について質問いたします。

①子ども食堂に対する考えと目標値について

兵庫県明石市などでは、子どもが一人でも来れるということを目標に小学校区に1つ設置しています。また、愛知県では22年度までに200か所という目標を掲げておりますが、本市としての具体的な数値目標はありますでしょうか。

②現在、清須市で「子ども食堂」を開催している場所は何か所ですか。

③市が委託し開催する子ども食堂について

平成30年度・平成31年度と「子ども食堂」親子わくわく教室と題しまして、西枇杷島地区で市主催の子ども食堂が開催されておりました。公開されているアンケート結果では非常に好評

だったと思いますが、開催しなくなった理由を教えてください。

④新設される子ども食堂支援について

子ども食堂を運営するために、大きく運営費・場所・人の問題があります。現在、本市が行っている新規立ち上げの支援内容を教えてください。また、支援が使われた実績も併せて教えてください。

⑤今後必要とされる支援について

子ども食堂の推進に当たり今後もきめ細やかな支援が必要だと考えます。子ども食堂を開催したいと考える方のための相談窓口の周知や調理場がある開催場所の提供について支援はお考えでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。よろしくお願いいたします。

では、①について御答弁させていただきます。

子ども食堂に対する考え方は、清須市子ども・子育て支援事業計画においても、地域での子どもの孤独を防ぎ、子どもの居場所づくりの1つとして定義をしております。また、本市における子ども食堂の設置目標数値については、具体的な数値目標は設けておりませんが、新規実施希望団体や既存実施組織との連携を行い、愛知県の新規設置補助金や市単独の活動補助金などを活用することで、1つでも多くの子ども食堂の活動支援に協力ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

具体的な数値目標はないとのことですが、子どもの孤立を防ぐということで、核家族化で現在子どもが一人で御飯を食べる家や時間に余裕がない家族も増えております。子どもが一人で来れる場所というのが1つキーワードになると思いますので、例えば、小学校区に1つなどできることが理想と考えます。質問ではありませんが、今後そのような意識で寄り添っていただく

ことをお願いして、次の質問へお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

②の質問につきまして御答弁いたします。

令和4年3月末現在で新川地区に1か所、西枇杷地区に1か所の合計2か所で実施がされております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

この件に関しましては補足だけさせていただきます。

今、御答弁いただいた2か所ということですが、実際に調査いたしますと、食堂とついて活動している団体が2つではありますが、調理を実際に行って食事を提供できている子ども食堂は、新川地区の1か所となっております。

次の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

③につきまして御答弁いたします。

平成30年度及び令和元年度に実施した西枇杷島町地区の子ども食堂は、地域のボランティア団体の方が日頃から親と過ごす時間が限られていることが多いひとり親家庭の子どもに対して食事の場を提供することでひとり親等が抱える悩み、相談などを意見交換できる場を通じて、経済的・精神的な不安を解消することを目的とした本市の子ども食堂モデル事業として実施団体に補助金を交付して実施いたしました。モデル事業として実施をしていただいたボランティア団体からの実績報告では、子ども食堂を運営するに当たり、安価な食材の調達やボランティア参加者の確保など、事業継続の課題報告がありました。その検証結果を踏まえ、本市の子ども食堂を実施する団体に対する支援策として、活動に必要な保険料などについて補助金を助成することで安定した継続活動が行えるよう考慮をいたしました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

モデル事業を行っていただいて、今回、本市の子ども食堂の在り方というものを検証されたと思いますが、検証し、子ども食堂の在り方を子どもの居場所づくりということで変更されて、その後、今の在り方に合わせた形で再開の予定というものはあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

実施をしていただいた団体につきましては、再開をされるというようなお話は今のところ伺っておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

再開の予定がないということですので、今後新設される子ども食堂の支援、また継続支援というものがより重要だと考えます。

次の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、④の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

④について御答弁いたします。

新規に子ども食堂の設置を考えられるボランティア団体に対しては、初めに、愛知県が行う子ども食堂推進事業費補助金を紹介しております。県補助金は、例年7月、12月、3月の年3回募集が行われ、調理器具や食器などの備品の整備に対して1か所当たり10万円の交付を受けることができます。何らかの理由で愛知県の補助が受けられなかった場合には、市単独事業整備補助金として、1か所当たり5万円の支援を受けることができます。

事業運営費に対しては、事業開始以降3か年、子ども食堂継続支援の一環として、活動に必要な保険料に対して年額上限2万5千円として助成をしております。

また、令和2年4月1日の施行から本市独自の補助金を申請された団体は、現在のところございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

今、支援実績がゼロということ伺いましたが、そのような相談が子育て支援課のほうになかったということでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

新規で立ち上げたいという具体的な相談を市のほうでは受けてはございません。活動継続団体等の補助金の申請等を行いたいという相談も今のところ受けてはおりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

私のほうでいろいろ伺ったところ、市の社会福祉協議会や実際に子ども食堂を運営している団体のほうへ、助成金の申請の相談ではないですけども、子ども食堂に興味があるですか、やってみたいという問合せがあるというお話を伺いました。1つの課題として、立ち上げたい方がどこに問合せをするべきか分からない。せっかく地域で活動してくださる方の要望を拾えてないということがあるのかなと思いました。

次の⑤の質問と少しかぶりますので、このことも踏まえまして次の質問の回答をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

では、最後に、⑤の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

では、⑤について答弁いたします。

子ども食堂は、地域における子どもの意見交換の場として、必要な居場所として認識をしております。引き続き、新規に立ち上げを検討してみえる団体に対しましては、整備補助金の活用を広報・ホームページなどを通じて周知するとともに、既存のボランティア団体に対しては、運営補助金等を活用していただくことで、自立した活動ができるよう支援に努めてまいります。

また、活動をしているボランティア団体が抱える相談等に対しては、社会福祉協議会と連携を図り、活動支援に必要な情報提供ができる支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今、情報提供も支援していただけるということでしたけれども、社協と連携を図ってという言葉がありました。まず最初に、立ち上げたいと思った場合の相談窓口として、一番最初に行くべきところといたしましては、子育て支援課でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今の窓口の周知をしていただくことを要望いたします。広報であったり、意識が高い方が多いと思いますので、子育て支援課のところに子ども食堂立ち上げ支援というふうな看板を掲げていただくだけでも効果があるかなと思います。

また、窓口の支援内容としましては、施設を探すや借りる際の橋渡しなどの充実も図っていた

だけたらと思います。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

新規で立ち上げされる団体につきましては、やはり窓口のほうで相談を受ける中で補助金の活用等、場所の話だとか、こういったところで活動をしていただくとうございますかとか、そういう細かい相談まで親身にお受けさせていただいてお話ができるとうございますと聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

窓口の件に続きまして、開催場所の提供についてなんですけれども、1つの課題として、やはり調理室がある場所ではしか開催ができないという問題があります。今、聞いている中ですと、事前の申請の状態でも子ども食堂参加人数が事前に分からないパターンが多いので、施設側が貸出し不可とするケースも聞いております。また、運営に当たり会場費の捻出が厳しいとの声も聞きました。あとはですね、先ほどから出ているように、子どもが一人で来れる場所ということで、普段貸出しをしている施設以外の施設も利用できないかというお話も聞いております。調理室があるけれども、貸出し室としては今、開放していない施設、例えば、さわやかプラザですとか、ふれあい防災センターなどは調理室があると思いますけれども、一般の貸出しはしていないと思います。そういったところの貸出し緩和ということも視野に入れて検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

今現在、調理室があります貸し館のできる施設については市内に数か所ございます。今のところ御相談があればそういう施設をまず御利用いただくようにお話をさせていただく形にはなると思います。今後こういう団体が増えてきまして、公共施設等を使われたいというお話があれば、今後どういうふうにしていくかということは検討をしていく必要があるかなと思います。まず、

地域のほうで活動されている団体については、やはり地域のほうでも利用料等をお支払いされている団体もあるかと思しますので、市の施設を使う団体だけが恩恵を受けるとかというような差がないように今後検討をしていきたいなと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今のこと大変理解できました。④で伺いました補助内容についても、消耗品、備品、保険となっておりますが、ここら辺を例えば会場費の補助も含めて、今後、現場に合わせた柔軟な対応をお願いしたいと思います。

最後、要望といたしまして、子ども食堂は名前やメディアの報道の仕方でもまだ誤解を受けていることが多いですけれども、居場所づくりだけではなく、子どもの貧困対策、子育て支援、高齢者の健康づくり、フードロス対策と様々な可能性を持った取組だと感じております。地域の中で手を挙げてくださる方々がいるうちにその要望を拾い上げ、ぜひ、前向きに支援の輪を広げていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（野々部 享君）

以上で、浅妻議員の質問を終わります。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 14番議員（林 真子君）登壇 >

14番議員（林 真子君）

議席番号14番、林 真子でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は、児童発達支援センター設置についてでございます。

児童発達支援センターは、平成24年の改正児童福祉法の施行により創設され、当時の議論では、その役割として、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設とされました。

また、第2期障害児福祉計画の基本方針においても、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として、一般の事業所と密接な連携を図るものとされています。

令和3年1月の児童発達支援の報酬の請求データでは、児童発達支援事業所は8千265事業所、利用児童は13万6千586人となっており、そのうち、児童発達支援センターは全体の約9%で利用児童は約26%、センターが1か所以上設置されている市町村は35%となっています。

本市においては、第6期清須市障害福祉計画、清須市障害児福祉計画の中で児童発達支援センターを令和5年度末までに圏域で1か所の設置を目指しておりますが、国の方針では、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上となっています。

児童発達支援センターは、障がい児支援において地域の中核となる施設であり、切れ目のない支援、専門性の高い支援、他機関との連携・コーディネートを身近な、自分の住む地域で受けられるようになれば親の不安の解消につながるばかりでなく、地域福祉の体制構築や市内福祉事業所の質の底上げにもつながります。そのような観点から、圏域ではなく市の単独での設置も視野に入れていただく中で、令和5年度末の設置に向けて今後の取組について伺います。

①児童発達支援センターにどのような機能が必要であると考えていらっしゃいますか。

②圏域での設置に向けて、現在どのような協議がなされていますか。

③設置・運営にかかる財源の確保と設置までのスケジュールについてどのように考えていらっしゃいますか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

①の質問に対してお答えいたします。

児童発達支援センターは、障がいの種別にかかわらず、地域の障がいのある児童が通所することで日常生活における基本的行動の指導、自活に必要な知識や技術の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う地域における中核的な役割を担う施設です。また、国の指針では、概ね10万人規模に1か所設置することが望ましいと定義されています。

センターに必要な機能として、未就学児童に対し、日常生活における必要な行動や知識を指導、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援。保育所などを利用している、または利用する予定の障がい児に対して専門的な知識を有した支援員が利用施設等を訪問し、集団生活の適応のための支援を行う保育所等訪問支援。また相談支援事業者が利用計画を作成し、通所支援事業所と連絡調整を行う障がい児相談支援が必要であり、児童発達支援センターとは、これらの3つのサービスを併せ持つ事業所のことを言います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今、センターの機能で3つの機能のお話がありました。また、このセンターのことはあまり聞かれたことがない方もいらっしゃると思いますので、今おっしゃったんですけれども、就学前のお子さんの発達の支援に関わるセンターということになっております。そして、御承知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、実は今、清須市内にはたくさんの関連した事業所がございます。そうした中で、今、言われた3つの機能ですね、まずは児童の発達支援、そして保育所等の訪問支援、相談支援、それぞれ行っている事業所、現況どのぐらいあるのか教えてください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

市内におきましては、まず、児童発達支援事業所11か所、保育所等訪問支援事業所1か所、障がい児相談支援事業所が6か所ございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

そうしますと、今のお話ですと、この発達支援センターに必要な3つの機能を3つとも持っている事業所は今はないということよろしいですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

非常にたくさんの事業所があるわけですが、3障がいを受け入れ、3つの支援を行うところがあるかないかということで、ここで市として、また圏域としてこうしたセンターを造っていかねばならないというお話であると思います。

もう一つ、整理するためにお聞きしたいんですけれども、実はこうした事業に関わるもので、児童発達支援事業というのと児童発達支援センターと両方あります。この違いについて御説明をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

児童発達支援事業につきましては、日常生活に必要な行動や知識の指導とか集団生活への適応訓練を行う1つの事業、福祉サービス事業所に対しまして児童発達支援センターとは、児童発達支援事業に加えて保育所等訪問支援事業と障がい児相談支援事業の3つが1つの事業所で行うことによって、サービスを利用する児童が切れ目のない支援、専門性の高い支援、他の機関との連携、コーディネートといったもののサービスを複合的に支援が受けられるような事業所となっております。双方ともサービス費用を活用して利用する事業所となっております、福祉サービス事業所となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

初めて聞かれると内容がなかなか分かりづらいところがあると思うんですけれども、この児童発達支援センターの大事なところは、センターというのはこういう事業所の中核を担っていて、

そして地域の支援を行うということ、それと、このセンターについては、自分のところだけじゃなくてよその施設、また機関、例えば、市でいくと、今、たんぼぼ園とって母子通園をやっているところもございますけれども、そうしたところも紹介したり斡旋したりするというような機能が非常に重要な機能を持っている施設になると、こういうふう理解していますけれども、それでよろしいですか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

分かりました。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

②の質問に対してお答えいたします。

本市の児童発達支援センターの設置方法の考え方について、第2期清須市障害児福祉計画において令和5年度末までに圏域に1か所に整備することが目標となっております。現在、尾張中部福祉圏域である清須市、北名古屋及び豊山町の福祉関係者で構成されている尾張中部福祉圏域障害者支援協議会児童部会で児童発達支援センターの在り方等について協議を行っており、設置時期については決まっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

今、尾張中部福祉圏の障害者支援協議会児童部会で協議を行っていらっしゃるということですか。

けれども、分かりづらいので、この部会というのは、先ほど福祉に携わるとおっしゃったんですけど、具体的にどのようなメンバー構成で、そして改めて、これまでもどのような協議が行われて、設置についてはまだという感じでしたけれども、どのような御意見が出されているのかお聞かせください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

部会のメンバーにつきましては、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、母子通園、尾張中部福祉の森の職員、市町の障害者福祉担当者の21人で構成されております。

現在までの協議内容につきましては、児童発達支援センター設立に向けての在り方などをまとめた意見書のほうを作成中でございます。先進地の自治体、民間事業所の後援によるセンターの在り方というものも検討しております。その中で、部会のメンバーである西春日井福祉会のアドバイザーのほうからは、各市町で1か所の設置が望ましいというような発言もございました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

今こちらの部会で内容をまとめられているということだったんですけれども、既にその過程において協議会でいろいろな意見が出てきていると思いますが、チラッとおっしゃったように、清須市では今、圏域ということで目指しているわけですが、御意見としては各市町で開設したほうが良いという意見が出たという解釈でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

実際にそのような意見も出ております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

では、次、お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

③の質問に対し、お答えいたします。

設置運営に係る財源については、児童発達支援センターがサービス報酬によって運営を賄うこととなっていることから、国・県等からのセンターへの新たな設置及び運営費補助金等の助成はありません。

本市における児童発達支援センター設置スケジュールについては、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会児童部会が作成する意見書を参考に設置時期等を検討してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

あくまでもここの部会の意見書が出ないということでしたけれども、令和5年末ということはほぼ決まっているわけですので、そんなに時間はないかなと思っております。

今現在もいろんな各地で発達支援センターの設置が進んでいます。先日も中日新聞で御覧になった方もあるかと思えますけれども、愛西市では7月1日にオープンと大きく新聞に広告のように掲載をされておりました。他市町の動向もつかんでいらっしゃると思いますので、愛知県のお市町のセンターの設置状況についてお聞かせください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

県内の自治体の設置状況につきましては、市の単独で設置した自治体のほうも増えてきております。また、設置主体につきましては、民間事業所もしくはNPO法人等に設置されているところもあるということで認識はしております。

設置については、他市の状況を参考にするなど、また部会のほうの中でも圏域か市内1か所か

というところは再度検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

これからいろいろ他市町の様子を見ながらの検討になると思うんですが、今おっしゃった中で聞き取りにくかったんですが、いろいろ各地でセンターが進んでいるんですけども、愛西市のように市が単独で行い、しかもこれは多分市が直営なんですかね、こういうところもあれば、NPOとか、先ほど言った本市もたくさん事業所があるんですが、そういうところに委託をしてやっていると、様々な形態があるということではよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

実は私たちですね、いろいろ当事者団体の方からも御要望がありましたので、先日、会派の3人で、あま市にセンターができておりますので、視察に行かせていただきました。NPOが運営しているんですけども、非常に明るいし、熱意のあるスタッフの方で、大変感銘を受けたところでございます。

あま市にセンターができるまでの過程をお聞きしたんですけども、ここは今、言いましたように、事業所に委託をして運営をしています。そして、令和3年度に県の補助金等を活用してセンターを開設して、そして現在は機能強化事業という事業がございまして、この事業というのは補助金が出る事業なんですけど、こうした事業に対する補助金を頂きながら、運営にも補助金を活用しているということだったんですね。

先ほど課長が言われたように、もともとサービス費でできるだろうと、そのとおりだと思うん

ですけれども、例えば、本市で支援センターを造る場合には、やはり本市の思いというのが大事だと思うんですね。国は3つの機能があればいいよと、このような感じであっても、より皆さんに使いやすい、もっと高度な機能のある支援センター設置を目指してもいいと思うんですね。そうしたときには、この機能強化事業という上乘せした事業に対しては、国・県補助が出ます。そして、市も出すことができますので、このサービスで最低限の原則的なサービスでいいよではなくて、こうしたことも含めて考えていただいて、当事者の方のお声を聞きながら、市としても市独自の検討をしていただきながら、最初からサービス費だけでやるんだということではなくて、ぜひ、その機能強化事業、御存じだと思いますので、ここの事業から補助を引っ張ってくるということも併せて検討していただきたいなと思いますけれども、部長、いかがですか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員のおっしゃいました機能強化事業でございます。今、先進市のところに見に行かれたということで、確かにあま市のほうですね、補助金を活用して事業をやられてみえてるということも私どもは承知しております。そちらの強化事業につきましては、専門職員を配置するとか、通常の基準以外に別途基準をするとか、いろんな取組をしていただかないと強化事業の対象にはならないということでもありますので、まず、私ども本市としては、センターの立ち上げに向けて基本的なところをまず立ち上げていただきまして、もし手を挙げていただけたところがありましたら、そういうところといろいろお話をさせていただきながら、市としてこういうところをやっていきたいというようないろんな御意見を、私どもは第2期の計画の中で市民の方からいろいろな御意見も頂いておりますので、そういう機能を反映できるようなことはまたいろいろと研究をしてみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

大いに期待をしております。

今、事業所のお話が出たんですけども、今、あま市もセンターを設置するにあたって、まず、

直営にするのか、あるいは委託にするのかを検討して、そしてこの結論を得るために近隣の事業者に対して、センターの事業実施の意向の有無についてのアンケートを実施されております。現在運営をされているNPOから前向きな回答をいただいたので設置に至ったわけなんですね。

こうしたことを考えていきますと、もちろん先ほどの児童部会からの意見書は参考にしていくんですけれども、今後の予定としまして、あま市のように、たくさんある本市の事業所にアンケートなどの意向調査も並行して進めていくということが時間的なタイムスケジュールとして私は必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

今、議員のおっしゃいました令和5年度末までにセンターを立ち上げないといけないということで、時間的に猶予がないということは私ども十分承知はしております。ですから、センターにつきましても、障がい者を預かる施設への支援や助言がセンターになるところは中核になるということもありますので、そういうふうにやっていただけるかどうかということも含めた形で、各事業所のほうのいろんな御意見、今、実際やってみるところの御意見があるかと思っておりますので、アンケート調査につきましても、また立ち上げまでの1つの方法だということも認識しておりますので、それができるかどうか、あくまで今、部会のほうでセンターの立ち上げにつきましても協議をしておりますので、そういう御意見があったということで、また一度、協議の中で調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

あまり時間がないので、最後に要望なんですけれども、私自身もこの部会の方から今までの協議内容ですとか御意見を伺っておりますので、最後に御紹介をして要望に代えさせていただきたいんですけども、まず、清須市には人材の確保、縦横の連携、専門的な支援策が不足をしていると、こういう御意見です。そして、ぜひ清須市にセンターを設置して、子どもの発育に不

安を感じている保護者が、切れ目のない支援の中、地域で安心して子育てができる。そして、安定した環境の中で子どもたちが持っている能力を十分に伸ばし、子どもと保護者が将来の見通しを立てられるような効率のよい支援体制を構築することが必要である。そして、市にセンターが立ち上がったならば、市のセンターが各支援者から気軽に相談や助言ができる機能を有することにより、チーム形成を行い、チーム支援でのアプローチができると、こういうことが望ましいとおっしゃっておいりました。

そして、御承知のように、国のほうでは、こども家庭庁が来年度から設置をされまして、支援のはざまに置かれがちだった方への対応がされる。まずは縦割り行政の解消が期待されております。本市でも圏域での話はもちろん進めながら結構ですけども、市としても、まずは社会福祉課、子育て支援課、そして健康推進課、学校教育課全てに関わる問題ですので、こちらが一体となって子どもたちの支援を進めていただきたいと考えております。

そして、センターの設置につきましても、何よりも国が示しているように令和5年度末までの整備を目指して、まずは身近なところで相談ができる。そして、市のシステムというのがあります。このシステムにも合わなければいけない。そして、市の実情にも合わせた運用ができなければいけない。そして、先々は市の公立学校との連携が必要になってくるということからも、私はやはり圏域での話と並行して清須市単独での設置、これをぜひ視野に入れていただいて、今後こうした話合いを進めていただきたいと強く要望をさせていただきまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、林議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

再開は1時15分より行います。

（ 時に午前11時43分 休憩 ）

（ 時に午後 1時15分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、土本議員の質問を受けます。

土本議員。

< 4 番議員（土本 千亜紀君）登壇 >

4 番議員（土本 千亜紀君）

議席番号 4 番、土本千亜紀です。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1 子ども医療費の助成について

現在、本市におきましては、昨年 10 月より高校生までの入院費助成となっており、子育て中の方々から大変に助かっていますとお声を多く頂いております。

本市は子育てしやすいとお声も多く、子ども医療費の拡充はもちろんのこと、小学校入学時には、ランドセル贈呈など、他の市にはない子育て支援に安心して子育てができるまちであると皆様に認識されていると思います。充実した子育て支援のおかげで、少子化が進む中、本市は県内トップクラスの出生率となっており、大変素晴らしいことだと思います。今回、多くの方と対話する中で、子ども医療費の通院費助成についても、子育て中のお母様方から御要望を頂きました。

高校生でも部活動中でのけが、ぜんそく及びアトピーなど通院回数の多いお子さんもいます。そういった家庭にとって医療費は大きな負担となります。お金を気にせず、医療を受けられる支援が求められます。高校生の通院費助成をするには当然多くの予算がかかることは認識しております。しかしながら、愛知県内でも高校生までの医療費助成が進んでいる自治体も増えてきています。本市としてのお考えをお尋ねいたします。

2 買い物弱者対策について

買い物に行きたいが、近くにスーパーがなく大変困っていると、こちらも多く御要望を頂きました。現在、スーパーが近くにない地域では、移動販売車が来てお買い物をされていますが、以前は販売車が来ていた地域も、最近は注文をしたお宅への配達に切り替わった地域もあります。あしがるバスを利用して出かけられる方もいますが、バス停まで行けない御高齢の方にとってはタクシーを使い大変負担になっています。また、免許証を返納される方も今後多くなると思います。

また、最近ではスマートフォンを使われる御高齢の方も増えています。そうした中、もう少し使いこなしたいとお声もあります。教えてほしいけど、スマホ教室の開催場所が遠くて行けないという現状もあります。近くの公民館などでスマホ教室が開催されれば参加したいと思われている方も多くみえます。そういった場で、例えば、ネットスーパーの注文の仕方や本市からの情

報の見方などを伝えていかれてはいかがでしょうか。買い物弱者対策の面からも、地域でのスマホ教室の開催を強く要望します。

買い物弱者対策について、本市としてのお考えを以下お尋ねいたします。

①現状の御認識について

②タクシー代を補助するなどのお考えはありますか。

③地域でのスマホ教室の開催についてのお考えはありますか。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、三輪市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（三輪 好邦君）

保険年金課長、三輪です。

①子ども医療費の助成について御答弁させていただきます。

高校生世代の対象者は1千900人余りで、年間の見込み医療費は令和4年度ベースで試算し直した結果、通院費として5千600万円余が見込まれます。限られた財源の中、一般財源で毎年4億600万円余以上の医療費を確保する必要があり、財政への負担は大きくなってきます。令和3年10月から医療費が特に高額な入院費の自己負担分を助成し、子育て世帯の充実を図っています。通院費については、他団体の動向と財政状況を注視してまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

大変予算がかかるということは承知をいたしておりますので、もう1つ質問させていただきたいと思います。

現在、愛知県内で子ども医療費の助成を実施している団体と、また今後予定をされている団体をお尋ねいたします。

議長（野々部 享君）

三輪課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（三輪 好邦君）

令和4年4月1日現在、県内54市町村で高校生世代まで通院分医療費を助成対象としている

団体数は17団体で、今年度中に2団体が実施を予定しています。

以上です。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

最後になりますけれども、このところ物価高騰の影響で食品などが値上がり、家計への負担も大変大きくなっています。特に、育ち盛り、食べ盛りのお子さんがある家庭にとっても大変御負担になっております。今後、持病を持ったお子さんが受診を控えたり受診回数を減らしたりすることのないよう高校生までの子ども医療費・通院費の助成の実現を強くお願いしたいと思います。

次の質問、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

では、次に、2の①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

買い物弱者対策における現状の認識として答弁させていただきます。

買い物弱者の定義につきましては、経済産業省では、食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれていること、また、農林水産省では、自家用車を所持していなく、スーパーなどの生鮮食料品店舗までの距離が500メートル以上離れているなど、各省庁で異なります。

本市では農林水産省では定義では、春日の新川の一部が地域として該当しており、配食サービス利用者などの実績や民間事業者の宅配スーパーや移動スーパーの現状から推察した場合、正確な数値は分かりませんが、買い物弱者は本市でも潜在的に存在していると考えられます。

以上です。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

御答弁にありました配食サービスなどと今おっしゃっていただきましたけれども、配食サービスなど、現在、行政が行うサービスの具体的な実績を教えてくださいませんか。

議 長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

市の福祉事業として行っております調理や買い物が困難な高齢者に向けての昼食及び夕食の配食事業ですが、昨年度は一度でも利用した人の実績は369人でした。

以上です。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

では、民間事業者が行う宅配サービスや移動スーパーの実情を教えてください。

議 長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

大手スーパーが運営をしております移動スーパーは、土田・上条地区と春日の一部を入れた2つのルートが運行されており、それぞれ週2回訪問されています。

また、ネットや電話注文による宅配サービスを行っている西枇杷島地区スーパーが1軒あり、1日につき午前と午後各2件の注文があるそうですが、この1日4件が限度だというふうに伺っております。

以上です。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

では、民間事業者の移動スーパーや宅配サービスの拡充は今後可能でしょうか。

議 長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

宅配サービスにつきましては、当該店舗の場合1日4件が限度と申し上げましたが、これは宅

配に係る人件費が問題であり、さらに移動スーパーにつきましては、移動スーパーの担い手不足と採算ベースに到達するまでの時間がかかるなど課題が多く、簡単に増やすことはできないと伺っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

では、最後に、担当課として、買い物弱者対策でできる政策は何だとお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

商工業振興事業が中心となりますが、買い物弱者が発生する要因でもあります地域の小売店舗の廃業を少しでも減少させることや7月から始まります商品券販売事業において、中小零細事業者の支援などを行っていくことと考えています。

また、今、取り組んでおります新川土器野地区の飴茶庵の民間貸出事業におきまして、買い物弱者などの地域課題に貢献する事業者募集も図ってまいりたいと考えております。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

買い物弱者対策については課題も多く、すぐに解決できる問題ではないと思いますが、現在募集を行っていただいております飴茶庵の民間貸出事業で手を挙げてくださる業者に期待をするとともに、先ほどもおっしゃっておられましたが、潜在的におられる買い物弱者の方に寄り添った御支援を今後強く要望いたします。

以上でございます。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

②のタクシー代の補助などについてお答えいたします。

本市が実施している生活支援体制整備事業の一環で、令和2年度に市内在住の高齢者1千人を対象に買い物についての調査を行い、561人から有効回答を得たところ、買い物に行く交通手段として、徒歩、自転車または自動車等、御自分で行かれる方が82.8%、家族等にらせていてもらう方が12.8%、あしがるバスを利用されている方が3.0%、タクシー利用者が1.3%という結果になっており、買い物に行く交通手段としてタクシーを利用することは選択肢として低い状況になっています。

また、要介護や要支援に認定された方や生活機能の低下が見られる方については、介護保険制度の訪問介護や家事サポートサービスを利用して頂くことで生活必需品の買い物など生活援助を受けることも可能になっています。介護保険利用以外でもシルバー人材センターや民間事業者との契約により、買い物支援のサービスも利用することができます。

このような状況から、高齢者のタクシー代の助成制度の導入は考えておりません。今後も御本人に必要なサービスが御利用できるよう、地域包括支援センター、関係機関と連携を図り、情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございました。

高齢福祉課のほうでしっかり現状のアンケートを取っていただいていることを本当に感謝しております。今後このアンケートの結果も少しずつ数字も変わってくると予想されます。買い物弱者をなるべく増やさないように、私たちも今後、アンケート等、しっかり現状を見させていただきながら、またこの後、数字が変わって来るともしっかりと見届けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

次の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、2の③の質問に対し、浅野生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

生涯学習課長、浅野でございます。

③地域でのスマホ教室の開催について御答弁させていただきます。

生涯学習講座の中には様々な種類のものがありますが、その中の1つとして、平成25年度から平成29年度に情報端末を利用できない方などに向けたスマートフォン・タブレット講座を、令和2年度から購入を検討している方向けにスマートフォン体験講座を開催しております。令和2年度から開催しているスマートフォン体験講座では、基本操作、地図、写真、メッセージ、Siri、乗換え案内ほか人気アプリ、スマホ決済など、初心者向けの内容で令和4年度も同様の内容で、さわやかプラザにて開催を予定しております。生涯学習講座は広く市民に向けた様々な講座を広報等により募集していることから、市の公共施設で開催しております。これらのことから、地区の集会所等での開催については難しいものと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

生涯学習課のほうで開催をされています講座というのは、毎回どれぐらいの方が参加をされているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

議長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

令和2年度、令和3年度行いましたスマートフォン体験講座では、2日間にわたり各20名ずつ40名の方が受講されております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

公共施設で開催をされる場所で自分から出向いていける方にはすごく都合のいい、利用のしや

すい講座だと思しますので、また、そういった方にも、積極的に御自分で行ける方には参加をいただきたいなと思っておりますので、元気な方はこういった講座に行っていただけるように声かけをしていただければなと思っております。

今月2日の新聞報道では、政府は、デジタル田園都市国家構想の基本方針を公表しており、2万人以上のデジタル推進委員を確保、全国各地に配置し、スマートフォンなどデジタル機器に不慣れな高齢者の支援にあたるとしています。先ほど地域では考えておられないということでありましたけれども、先日の新聞報道でも、なるべく地域でスマホ教室を高齢者向けに開催をするという記事も載っておりましたので、このようなデジタル推進委員の制度を活用して、地域でスマホ教室を開催する取組はできませんでしょうか。

議長（野々部 享君）

林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林でございます。

この制度の詳細につきましては、まだ自治体には詳細が下りておらず、デジタル庁のホームページを確認しますと、デジタル推進委員については5月末から携帯電話事業者などを中心に先行的に募集を開始しております。一般の方の募集は受け付けシステムが整い次第、受け付けを開始するとされており、募集も始まったばかりであることから、今後こういった地域での活用できるかどうか、デジタル推進委員がどのように各地に配置され、どのような流れで派遣され支援いただけるかの国の動向など、情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

前向きなお返事ありがとうございます。

今回、私からは、買い物弱者対策の面からスマホ教室の開催をと御要望いたしましたが、デジタル活用による地域の活性化は今後様々な場面で重要となると考えています。情報を知っている、知らないというデジタル格差を生まないためにも、ぜひとも強く推進していただくように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、土本議員の質問を終わります。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく分けて2つの項目で質問させていただきたいと思います。

初めに、学校給食の負担についてであります。

学校給食は、学校給食法によって教育の目的を実現するため、第2条の下に位置づけられています。しかし、食材費は保護者が負担することとなっています。コロナ禍の影響で経済的に厳しい状況がある中、学校給食費の保護者負担が年間約5万円と、学校へ支払うお金の中で一番重い負担となっています。この給食費において、物価高騰により、

①小麦粉や油など様々な原材料価格の値上がりを受け、文部科学省より2022年4月5日に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」事務連絡が発出され、活用可能な事業（例）として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されています。国の担当者は学校給食費の増加分の負担を保護者に強いるのではなく、学校給食を行う設置者の判断により、給食費に新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金を活用できるようにと話しています。

本市の、学校給食費の算出の内容と対応について伺います。

②学校給食は教育の一環として実施され、子どもの成長発達を支える大切なものです。憲法26条は義務教育は、これを無償とすると定めていますが、現在無料なのは授業料と教科書だけです。貧困によって家に食べるものがなく、給食が唯一の栄養源という子どもたちもいます。忙しい生活、加工食品や外食の利用が増えるという食生活の変化が進む中、成長期の子どもの健康と人間的発達を保障する学校給食の役割はますます重要になっている、こういう報道がたくさんされております。

こうした中で、今、給食無償化を実施している自治体は、食育推進や保護者の経済負担軽減、さらに子育て世帯の定住・転入の促進などを目的に挙げて広がりを見せています。子育てしやすいまちをつくる本市においても学校給食の無償化への舵を切るべきと考えますが、給食費につい

てはどのように捉え考えているのか伺います。

大きく分けて2つ目であります。土地開発による土地利用の変化と水害リスクについてあります。

清須市企業立地促進基本計画が今年3月に示されました。土田・上条地区は、43haを一団地の産業団地として整備し、大規模街区を造成することとしています。この地域は日光川流域にあり、福田川の沿川の農地が開発され、遊水機能が低下することにより、水害被害の増加が心配されることから、水害リスクの適正な把握と、それを踏まえた施策を実施していくことが求められます。

①基本計画においても統計上30年に一度程度降る雨で、時間雨量80mm/hrに対応する雨水貯留施設等の対策が必要となってきます。こうした雨水貯留施設の整備は企業立地の負担となることから、整備に対する助成制度の検討が求められる。と書かれています。日光川流域における一定規模以上の開発に対しては、湛水量を踏まえた流出抑制対策を講じることが求められていますが、その対応策についてはどのように考えているのか伺います。

②民間開発事業者の想定スケジュールが示されていますが、近年の水災害に対しては従来の治水による対策だけでは限界があり、被害の発生が想定される地域の土地利用の在り方から、水災害対策を再検討することが求められています。住民の命を守り、安全で安心なまちを形成していくことは行政の至上命題であります。災害リスクを回避するための視点も考慮した土地利用についてはどのように考え、事業を進めようとしているのか伺います。

以上であります。答弁、よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、吉田学校給食センター管理事務所長、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

学校給食センター管理事務所、吉田です。よろしく願いいたします。

1の①の質問に対してお答えさせていただきます。

学校給食費に係る年間予算の算出は、歳入といたしまして、給食費の月額に児童・生徒・教職員の見込み人数と1人当たりの給食費徴収月数を乗じて算出した額を計上し、その同額を学校給食にかかる賄材料費として歳出計上しております。

また、原油価格、物価高騰を受けた学校給食に関する対応についてですが、本市の本年4月における賄材料費支出の実績は、予算の範囲内で収めることができおり、現時点におきましては

当初予算の中で給食の提供を進めていく予定です。ただし、今後、食品の物価状況、給食の質と栄養価の状況などの観点から、現状の給食提供が危ぶまれる場合は具体的な対応策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

具体的に聞いていきたいと思えます。

答弁の中で新聞等も賑わしておりますが、今、物価高騰で非常にいろいろな食材が値上がりをしておるわけであります。今、現時点ではという括弧づきの御答弁をいただきました。現時点ということは、いつ、そういう物価高が給食費に影響するかというところが非常に不安なわけであります。

本市は1年間の給食費収入に対して賄材料費を込みで献立を立てているということだと思えますけれども、例えば、月ごとに価格が決定される物資とか、それから、週ごとに価格が決定される肉とか野菜とかいろいろあるわけですが、この辺はどういうふうな仕入れに今なっておるのか教えていただきたいと思えます。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

まず、基本物資、主食でございますが、こちらにつきましては年間で金額のほうが決まっております、県の学校給食会からの調達ということになります。

調味料、そういったものにつきましては物によるんですが、学期ごと、年間ごとで価格を見まして、使うものを決めさせていただいております。

加工品ですとか、そういったものにつきましては、毎月、物資選定委員会というものを開いております。そちらのほうで価格と味、そういったところを見まして、物資のほうを選定しておるという状況でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

たしか一昨年ですか、以前の値上げのときは、牛乳を含む副食の価格の上昇、そして消費税云々と言われてですね、たしか今、県内が主食は統一的な価格だということで、例えば、令和元年で見えますと、主食は55円と牛乳が54円となっておったんですが、県で決まるとということ言われたわけですけど、主食については年内は動かんわけですか。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

原則としては動かないということで思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

原則としては動かないと思っているということでもあります。

それでまた聞いておきたいと思いますが、先ほど言われた学期ごとに決めていく、それから年間で決めていくもの、さらには毎月の検討委員会の中で決定されるものということがあるわけですが、そういった今、検討する中において、冒頭言いましたが、現時点では価格の物価は給食食材に与える影響はないという認識で御答弁された。私の認識はよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

この4月、5月につきましては、そういった形で見えておりますが、秋、冬以降、給食の物資のほうに影響する可能性はございますので、そこら辺はどれぐらいというところは不透明でございますが、ある程度の影響はあるのではないかとあって、今9月までの給食について物資の選定を安価で良質なものというところで栄養士にやっていただいております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

その場合ですね、例えば、2022年度の各学年の給食費単価に同年4月時点の消費者物価指数、こういうのを前年度比で例えば愛知県だったらどれぐらい物価指数が上がったかというようなシミュレーションみたいな算定というのはやられておるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

給食費のほうの今後の賄材料費の経費につきましては、農林水産省から出ております食品の価格動向調査ですとか総務省のほうから消費者物価指数など、こういったものが判断材料になるかと思えます。今回の物価高、原油価格からの高騰の部分につきましては、当然そこら辺で確認をさせていただきながらということになります。

また、これは毎年のように心配しておるんですけども、気候変動による生果類の価格動向も特に注視していきやいけないところがございます。野菜や魚介類でございますね、そちらの生鮮食品の部分も含めて、全体を見ながら、品目によっては中には下がっておるものも出てくるだろうかと思っておりますので、そういったところを見ながら、通常献立につきましては、3か月前ぐらいには原案が作成されますので、そういった動向も見ながら献立を立てている中での判断になるかと思えます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

冒頭、検討委員会も毎月やっとなんかということをおっしゃったわけですけど、例えば、こういう物価高も含めて、社会情勢が大きく左右されるという場合があるわけですけども、本市には学校給食センターの学校給食献立委員会とか、給食用物資選定委員会、こういうのが設けられて、その規定の中には様々なこういった問題についても書かれているわけですけども、今年度は毎月やられる委員会のほかにこの委員会というのは今のところ開催されてはないという認識でよろしいですか。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

議員おっしゃられた今の2つの委員会については、毎月やらせていただいております。

今後予定しておるのがですね、6月の半ばにアレルギー対応検討会、7月の半ばに学校給食の運営委員会を予定しておって、そういったところでは物価の高騰に関する関係の議題が出てくるかなとは思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、言われた大体7月、8月に運営委員会で重要事項が話し合われて云々ということが過去には多く言われておるわけですがけれども、その時点で、例えば、7月、8月やっておいたら、私、今回質問させていただいております地方創生臨時交付金の活用については第2回がたしか7月29日が締切りだったと思うわけですがけれども、その辺のスケジュールを加味してどういうふうにご検討されているのかということをお聞きします。

議長（野々部 享君）

河川企画部長。

企画部長（河川 直彦君）

企画部長の河川です。

臨時交付金の用途につきましては、今まさに議員言われたような締切り報告期日がございますので、それを視野に入れて今まさに検討をしておる最中でありまして。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この物価の高騰を受けて臨時創生交付金を活用して各自治体の取組が広がっているわけでありまして。全国を見てもニュース報道を見るとですね、例えば、愛西市では新型コロナウイルスの影響を受けて、支援の1つとして公立小中学校の全18校の給食が2022年4月から10月までの間、無料、それから津島市は6月の議会に提案されるみたいですがけれども、市内の公立小中学校や保育所・幼稚園などの給食費が9月から3月まで無料、それから犬山市も6月に提案されるみたいですがけれども、小中学校や保育園・幼稚園の給食費が9月から12月まで4か月間無料、

こういう動きがどんどん今、広がっておるわけです。文部科学省は事務連絡で、昨今の経済情勢を踏まえて、物価高騰に伴う学校給食費等に関する負担軽減を行う事業を示して、コロナ禍において食材費等が高騰する中であって、地方公共団体の判断により高騰する食材費の増加分の負担を支援して保護者の負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のための事業にも交付金の活用が可能ということで、検討してほしいと確か2回ぐらいこの間、連絡をされておるわけであります。そうした呼びかけに応えた自治体が今、紹介した県内にも幾つか出てきている。

自治体から悲鳴が上がっているから国も動いた。手を打たなければならないとなったわけだと思いうわけですがけれども、まさに最前線の地方自治体の現場がこうした現状をどう乗り越えるか、現状をどうやっていくかということが私は大事だと思います。

給食は教育の一環である、このことを明確に位置づけられているわけでありますので、学校給食法の精神に立ち返れば、給食というのは人間をつくる基本であります。この物価高騰で学校給食に対する支援は待ったなしでありますので、まさに今、企画部長が答えられましたけれども、現場で給食センターのほうと一緒にあって給食費の負担の軽減を実施していただくということをお願いしておきます。

2つ目。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、吉田学校給食センター管理事務所長、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

1の②の質問に対してお答えさせていただきます。

本市におきましては、条例により給食に要する経費のうち材料費実費は保護者の負担としております。経済的に給食費を負担できない保護者に対しましては、生活保護制度による教育扶助と就学援助制度により公費負担となっておりますので、給食にかかる経費のうち食材料費部分は今後も保護者に負担をお願いすることを基本と考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、御答弁いただきました。まずは本市の就学援助の給食分の実態、人数で教えていただきたい。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

まず、就学援助のほうでございますが、令和2年度の実績でございます。小中学校合わせて支給をされておる実人数のほうは456人、金額にしまして2千79万4千760円でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、小中学校を合わせた数を言われたわけでありまして。小学校のほうは少し低くて、中学校が約10%弱ぐらいの方が就学援助を利用されていると思います。保護者の経済負担の軽減、子育て支援からですね、給食費については考えていく必要があると思うわけでありまして、この給食費については、一部無償化、一部補助、これが今、全国的に広がりを見せている。本市においても一部補助をされておるわけですが、昨今の報道されているニュースを見ると、経済的に苦しくなったとき会計で切り詰められるのは食費だと。貧困が原因で朝御飯抜きで学校に登校。両親が働いているため、家で一人きりでお弁当を食べている。食事難や孤食と称される実態もたくさんある。子どもの貧困が社会問題になる中で、親が経済的に困窮し、食事も満足に取れない子どもたちに対して学校給食は重要な役割を果たしていると、こういったニュースがたくさん出ているわけでありまして。どう実態を捉えるか、このことが私は非常に重要だと思います。

愛知県では平成29年9月に、愛知子ども調査の分析結果報告書を出されているわけですが、これを見ても過去1年間に食料や衣料が買えなかった経験があった、時々あった、または前にあったの割合が9%から18%となっているわけでありまして。この愛知子ども調査分析結果報告書には、子どもの教育費で一番負担なものを聞いたところ、給食費、学級費、教材費、こういう負担を感じる割合が非常に高くなっている。家庭環境にかかわらず学校での学習に必要なものについては、手に入れることができる環境が私は非常に大事だと思うわけでありまして。まさに教育費の負担の軽減が求められるわけでありまして。ここにも書かれているわけでありまして。

子どもの食事・栄養がどれぐらい取れているかについて家庭による格差が大きいことが研究者の実態調査でも明らかになっているわけでありまして。この格差を埋めるために今日でもなお大きな役割を果たしている、これが学校給食であります。貧困状態にある子どもは学校給食によって

不足がちな影響を補っているわけであります。物価高騰で今、非常に市民が苦しんでいるときだからこそ、学校給食費の負担の軽減を進めていく、無償化にすべきだと思うわけですが、先ほども言いましたが、今回こういう交付金があるわけでありますので、その辺については私はぜひ利用して活用して、そして全国的に大きな動きにしていかないと文部科学省のほうも大きな舵を切るといことはなかなか難しいと思うわけですが、教育長にお伺いしますが、本市として給食問題というのはどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

私はですね、先ほどから議員がおっしゃるように、生活困窮者については本市は全額出しているし、医療費も出しています。ただ、今後ですね、そういうような方たちがどんどん増えてきたり、交付金の兼ね合いがうまくいかなかったときにはまた再考する必要はあるかもしれません。現段階では、現状の中で進めていきたいというふうに思っています。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ぜひ、学校給食は教育の一環として捉えて、この問題については、こういう交付金も出すということは文部科学省のほうも何らか状況が分かってきておるわけなんですよ。無償化に向けては世論と声が広がっていく、このことが私は大事だと思います。群馬県なんかは大きく広がっておるわけであります。県によってもアンバランスがありますけれども、ぜひ声を上げていただくとともに、先ほど紹介しましたけど、県内では一時的ではありますが、無償にするという自治体も幾つか出てきておるということをお認識して、本市においても前向きに取り組んでいただきたいということをお願いして、2つ目の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田でございます。

2の①湛水量を踏まえた流出抑制対策について答弁させていただきます。

企業立地対象地域である土田・上条地区の現況は大半が水田であり、田んぼダムといった洪水

緩和機能を有していることから、水田を埋立てし、大規模開発などを進めると湛水量が減少することが考えられます。それらを踏まえ、開発計画の段階から河川管理者との事前調整を図るなど、流域治水対策を踏まえた対応を行う必要があると考えております。

したがって、土田・上条地区は、市街化編入を見据えた土地利用を図っていく方針ですので、開発事業者に対し市街化編入を行う場合の基準における雨水流出抑制対策や湛水量を踏まえた事業の実施を要請し、流出抑制対策を進める必要があると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

考えているということと言われたわけでありますので、具体的に質問させていただきます。

例えば、近々の雨、今日も降っておりますが、5月26日の未明から27日の朝方に福田川の沿川にある稲沢の大里観測所で累計100ミリの雨が観測されたわけであります。清須でも時間雨量20ミリを超えたわけであります。この雨水が清須の約17%にあたる地域から福田川に流れているわけであります。そうすると、このときの5月26日から27日の雨のあま市の新居屋地点での水位が一気に上昇して氾濫注意水位をすぐ超えていくわけであります。こうした現状を目の当たりにして、本市としてはこういう実態を踏まえて、計画では時間雨量80ミリ、こういうことをされておられると思うわけでありますが、今、言ったように、本当に時間雨量20ミリでこれだけの状況に福田川になるわけであります。この辺についての認識というのはおありでしょうか。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

その辺、先日の5月27日の雨につきましては、恐らく朝5時に氾濫注意水位である0.25を超えた認識ではございます。土田・上条地域もこういった開発をやりますと、当然ながら下流域のほうに対して治水安全度というのは低くなるということは想定されますので、そういったことを踏まえて企業立地活動を進めていこうと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

共通認識はあるということで理解しておきます。

農地は豪雨時には雨水を一時的に貯留することで川への流出のタイミングをずらして洪水被害を軽減させる、こういうことが今、多くの学者の方々から指摘されているわけでありまして。水田の畦への高さまで水を貯留することができて、これにより水田から排水量や河川に流出する雨水のピークを緩和することでできる第2の調整池として役割が言われているわけでありまして。これを今、企業立地ということにならうとしているわけでありまして。その代わりをどうしていくかということだと思っております。

今日、皆さん方に資料をお配りしました。海拔0メートルラインがどこら辺にあるか見ていただきたいと思うわけでありまして。海拔というと海のほうだと思っておりますけれども、資料を見ていただくと、まさに清須市のぎりぎりのところまで海拔0メートルのラインが来ているわけでありまして。これは大潮のときに平均満潮時に相当するなどのラインで、大体海拔で1.2ぐらいのところだと思います。

濃尾平野は海拔0メートル地帯の面積としては最も大きな面積を有する日本で最大の海拔0メートル地帯だと言われているわけでありまして。愛知県の海拔0メートルの防災資料を見ると、0メートル地帯を流れる川は土地や建物よりも上にある天井川で、また土地と同じように川の水面の傾きも大変緩やかなことから、満潮のときにかかなり上流まで川の水面が上がる。そのため、このようなところでは降った雨が自然に川へ入り、海へ流れることはありません。もし、雨が降ると水がたまるので、たまった水を人工的に取り除かなければ、この地域は僅かな時間で元の海に戻ってしまうことでしょうか。と県の資料でも書かれているわけでありまして。

この日光川流域は3分の2がポンプによる強制排水区域であります。皆さん方にお配りした資料の下側のところに断面図があります。大体、強制排水区域というのは上の地図と下の地図を見比べていただくと、東海道新幹線の上辺りまでが強制排水区域となっております。その中に日光川流域が160か所の排水ポンプが整備されているそうでありまして。そして、近年の豪雨ではこの稼働の排水能力が不足して浸水被害が頻発しているわけでありまして。ぜひ、この状況を認識した上でいろんなことを取り組んでいただきたいわけでありまして。

今、川の容量を増やすには長い時間と膨大な費用がかかる。社会資本整備審議会の答申は2020年7月に出されたわけですがけれども、「概要気候変動を踏まえた水害対策の在り方につ

いてでは、あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な流域治水への転換が必要だ」と言われているわけであります。しかし、どうしていくのかがまだこれからであって、農地を埋めて工場を建てていくことだけが私の認識が先行しているように思うわけであります。この水をどうしていくのか、本市はどう対応していくのか市民も含めて明らかにしていく、このことが大事だと思うわけですが、その辺についてはどういう認識で、先ほども開発前から考えていくということでありましたが、改めて今、地図で示させていただきましたけれども、どういう認識か再度お聞きします。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

確かに、議員おっしゃるように、清須市から見ますと海拔0メートル地点というのは豊公橋から西尾張中央道へ抜けていく甚目寺佐織線という県道があるんですけども、そこら辺が大体海拔0メートル地点であります。直線距離で約2キロ強のところであんな地域になります。

一方で、清須市のほうは2.4メートルほど高低差がありまして、清須市のほうが高い状況になっておるんですけども、企業誘致課といたしましては、開発計画を進めるというのは市の方針ですので、それに従ってやっていく考えではあります。ただ、一方で、治水に対しても考慮する必要がありますので、立地する企業に対して、今、現状ある湛水量をある程度考慮した上で企業立地をやっていくというのが必要かと考えております。

さらには、清須市の隣接であるあま市においてもですね、今、現状で方領の交差点のところまで400ヘクタールぐらいの民間の開発、そしてさらに上流側で8.7ヘクタールのあま市の企業誘致による土地の開発、昨年度改定されましたあま市の都市計画マスタープランを拝見しますと、今、五条高校の南から甚目寺の駅に向けての一带の調整区域というのが、今後、市街化調整区域を市街化区域の拡大を検討する区域に追加されております。

何が言いたいかと申し上げますと、土地がどんどん埋められるという現状がございますので、県がつくっている河川整備計画、令和23年までの計画の中で、福田川の上流のほうに4号、5号調整池ということで、河川の水を一旦ためる池の計画がございますので、その計画が早期に事業化、着手されるように、土木課はじめ関係各課と調整しまして、県に対して要請していくというのが次に考えになるのかなと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今のお話を聞いておると、上に造るから下から流すというふうに聞こえるわけですね。やはり海拔0メートル地帯は長期湛水の問題もあるわけでありまして。浸水した水を排出するには堤防を仮どめしてポンプアップするしかなくて、長期間の湛水を確保する必要があるわけでありまして。1959年の伊勢湾台風のときは、濃尾平野の西部の海拔0メートル地帯の水を引くのに3か月かかったということでありまして。もっとこういった認識を深めて、自治体としても真剣に考えて取り組んでいくことがあるわけですがけれども、気候変動を含めた包括的な知見も含めた議論が必要だと思うわけですがけれども、企業立地課とか農業・産業課もありますけれども、例えば、危機管理課とか、それからグリーンインフラの問題でいえば生活環境課、そういうところも含めたもっと包括的な議論を進めていくような場というのは考えられないのか伺います。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

議員御指摘のとおり、今、企業誘致課のほうが主催しまして、危機管理部も含めまして庁内連絡調整会議ということで、関係各課と毎月定例会を行っております、そういった課題解決に向けて調整を進めている状況でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ちょうどお隣が危機管理の部局だったと思いますので、この辺同士で意思の疎通ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

企業立地に当たり、それに伴う法規制も今後いろいろ出てくるかと思ひます。ここに民間事業者の想定スケジュールというのが書かれておるわけですがけれども、市としてのスケジュールはどう捉えておるのかということをお問ひします。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

市としての計画をどう捉えているかと申し上げますと、まず、いずれにしても、土田・上条の開発をやろうとしますと、一番に大切なのが地権者の方々の理解が必要になってきます。想定では、地権者の方々の理解を3年ぐらいかけてやっていくと。後、地権者の合意がほぼ得られた段階で市街化編入の手續に約2年、造成工事に約2年で、通算しますと、令和10年頃には宅盤が整備できていくというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

1つはですね、今回質問するにあたって、水防法等もいろいろ調べさせていただきましたけれども、この水防法のハードルが低いことをいいことにはされてないとは思いますが、開発を進めたら、流域治水ということからも防災面からも水害リスクを被ってしまうということが予想されるわけでありまして。特に開発行為に関する規制の内容等については、地域住民などにも周知徹底させて、法の遵守はもちろんのこと、協力・合意が得られていく配慮をしていくことが必要だと思います。今3年ぐらいかけてというお話がありましたが、こういったことが特に必要だと思います。その辺を含めて最後に市長の見解を求めたいと思いますが、今日は水の問題で質問させていただきました。住民の命を守って、安全で安心なまちをつくっていく、このことは清須市自治体の至上命題であります。土地利用にあたって、私が今日質問した水の課題をしっかりと対応していただく、このことが必要だと思いますが、市長のほうから最後に御見解をいただきたいと思っております。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

水のことを考えれば田んぼを埋めるなどということになるだろうと思っておりますけれども、田んぼを埋めなければ企業誘致はやれないと、そういうイコールになるのだろうと思っております。でも、今の地域の皆さん、企業誘致をしてくれというのが大きな声でありまして、それがために土田・上条地区でいえば要望書も出て、請願も出て、議会でも決定をいただいております。そういう中で、今、進めていっとるんですけれども、しかし、清須は水害も受けておりまして、水対策は最優先の課

題であります。そのことは私どもは最優先として取り組んでおりますので、いわゆる法律で定められた湛水力を超える対策料を企業に求めていくということは一番大事であるというふうに思っております。現在でもここ以外のところでもそういうふうに行っておりますし、こういうことを法律以上のことをやっていくということでないといふと区画整理もやれないということになりますので、これから清須が発展していくための政策としてどうしても土地利用の開発というのは避けて通れないと思っておりますので、それによって水について不安が持たれないように市もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、伊藤奈美議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 1 番議員（伊藤 奈美君）登壇 >

1 番議員（伊藤 奈美君）

議席番号 1 番、新世代、伊藤奈美でございます。議長にお許しを頂きましたので、私からは、通告に従い、大きく 2 つの質問をさせていただきます。

1 若い世代の政治への興味関心について

①本市の主権者教育について

今回の本市、清須市議会議員一般選挙につきまして、投票率は 44.17%、前回 45.82%、前々回 51.34% でした。投票率が半数にも満たない状況では、今後の本市の未来は不安でしかありません。過去の議事録より、これまでの答弁を確認させていただいたところ、若い世代への啓発として出前講座や模擬投票、選挙当日の事務に学生アルバイトを雇用、市内小中学生から明るい選挙啓発ポスターの募集といった啓発活動を行っているということが毎度答弁されておりましたが、依然として投票率が上がっていないということを考えると、これまで行ってきた啓発活動では若い世代の心には響いておらず、見直しが必要であり、若い世代の視点から充実した主権者教育を行う必要があると思います。今回の清須市議会議員一般選挙の投票率を踏まえて、本市の今後の主権者教育に関するお考えをお聞かせください。

②若い世代の声を反映するために本市が実施していることについて

若い世代が選挙に行かない理由の 1 つに投票に行っても何も変わらないという理由があります。

この原因は子ども時代に学校や地域で意見を聞いてもらえなかった若者が声を上げても無駄、大人が決めたルールの中で自分たちは生活しなければならないと感じていることであると考えられます。また、高齢者優遇の政治により必要な改革が阻止される現象、シルバー民主主義といわれるように、少子化により若者の人口が減ったことでさらに若者の声は届きにくくなっていると思います。

自分たちに関わることには、自分たちの意見を示し、反映されていくという機会、例えば、校則や学校内の問題を自分たちで審議する、地域の問題を子どもも交えて幅広い世代で意見交換をするなど、そういった機会があれば自分が行動すれば社会が変わるという自信や責任感を生み出し、地域への関心が深まることにつながるのではないのでしょうか。現在、若い世代の声を反映させるために本市が行っていることはありますか。

③若い世代への選挙に関する情報提供について

若い世代はSNSやインターネットで多くの情報を瞬時に得ています。今回の清須市議会議員一般選挙におけるインターネット上の情報は、各候補者が運用しているSNSやホームページ程度だったと思います。インターネットが情報源の若い世代にとって全戸配布の選挙公報や選挙運動のビラという紙媒体は存在すら知られてない可能性が高いと思います。つまり若い世代にとってSNSやホームページのない候補者の情報はほとんど得られることができず、結果として誰に投票したらいいか分からないという選挙に行かない理由を生み出す要因となっていると思います。

議会のネット中継は前々から言われておりますが、ホームページ上の市議会に関する情報量の充実や選挙期間中のSNSやWebページの活用選挙の概要や候補者の紹介公式サイトなど、SNSやインターネットを情報源とする若い世代への情報提供について本市ではどのようにお考えでしょうか。

2 小中学校における金銭・金融教育について

日本人は投資よりも貯蓄を好む傾向がありますが、現代は人生100年時代とも言われ、老後資金は預貯金だけでは不足すると予測されております。令和4年度より高校の家庭科の授業カリキュラム内に資産形成の授業を組み込みました。指導要綱によりますと、家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること、生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度など関連づけて考察することと掲載されております。しかし、長寿化はもちろん、成人年齢が18歳となり、18歳からクレジットカードや金銭に関わる契約が可能となったことを考えると、金融・金銭教育は高校よりもっ

と早い段階での必要性を感じます。

小学生になる頃から欲しいものを親にねだったり、お小遣いをもらったりとお金が身近なものとなっていきます。また今後、手軽なキャッシュレス決済が普及していくことにより、子どもたちにとってお金は、目に見えないものに変化していきます。このような状況の中で未来を生きていく子どもたちに、お金の問題を理由に夢や目標の達成を諦めさせたくありません。生活していく上で必要不可欠なお金の知識や判断力を義務教育の成長過程で学ぶ機会を作ることはとても重要だと思います。

金融教育の事例として、金融広報中央委員会では全国に金融・金銭教育研究校を置き金融教育公開授業を行っており、愛知県内では岩倉市立岩倉東小学校が研究校となっているようです。本市においては、小中学校でお金について学ぶ機会の必要性についてどのように考えられておりますでしょうか。

以上です。

議長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

まず、令和4年4月17日執行、清須市議会議員一般選挙における年代別投票率について把握しているのは期日前投票の投票率であり、年代が上がるに連れ投票率は上がっており、70代が一番高くなっております。この現状を踏まえますと、全体の投票率についても同様な傾向が見られると考えられます。

次に、本市の主権者教育についてですが、基本的には、年齢層を問わず、常時啓発の中で実施しております。若い世代の投票率を上げることは生涯を通じての投票率を高める可能性があります。成果として政治への関心から投票率の向上に結びつくのは、選挙権のない幼少期からその発達段階に応じた地道な取組を継続していく長い年月が必要だと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

主権者教育につきましてはすぐに効果があるものではなく、10年、20年先を見据えて地道

な教育・啓発をしていくとお考えということで理解いたしました。

今回、質問の作成に当たり、選管へ市議会選挙の投票率についての見解を確認させていただいたところ、44.17%については決して高いわけではないが、一概に低いとも言えないという見解でしたが、市民の皆様の中には投票率だけが目に入り、パッと見の数字だけではそのような数字になったであろう背景や要因が分からないので、なぜ、こんなに投票率が低いのかという質問が私たち議員の下に来ておりました。選挙終了後、市民の皆様には投票率について数字だけでなく、因果関係や考察も情報提供していただければという要望にてお伝えさせていただきます。

次に、学校教育課長にお伺いいたします。

若い世代への啓発として出前講座や模擬投票、選挙当日の学生アルバイト、明るい選挙啓発がスターの事例が定番となっておりますが、このほかにも行っていることはありますでしょうか。ありましたら具体的にお聞かせください。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

小学校のほうでは、6年生の社会科の国の政治の仕組みと選挙という単元で、中学校では3年生の公民の現代の民主政治という単元でそれぞれ選挙に関する学習を行っております。また、その授業の中で投票箱を作成したり、選挙の新聞記事をスクラップするなど、少しでも選挙を身近に感じてもらえるような工夫をしている学校もございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

出前講座や模擬投票以外に授業の中でも行っているということで理解いたしました。

学校教育の中で児童生徒にとって一番身近な選挙だと児童会、生徒会の選挙があると思います。この児童会、生徒会の選挙をうまく主権者教育の一環として活用することにより、選挙権のない子どもたちでも選挙への関心を持てるのではないかと思いますので、今後、主権者教育の新しい取組として御検討いただければという要望とさせていただきます。

では、最後に、教育長に質問いたします。

現在、本市で行っている主権者教育の成果としてはどのように評価をされますでしょうか。

議長（野々部 享君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

主権者教育というものを本質的にはよく分かってないのではないかというふうに思っています。例えば、国の政治の在り方は、最終的に決定するのは国民であるという意識がなかなか定着せずに、自分たちが地域や国をよくするために市民一人ひとりがそれを行っていくか、または自分が直接行えない場合はそれを行える人たちと協働にやるか、また、その人たちをバックアップして支えていくという形ですが、なかなか現実的には目に見えないというのが現状ではないかと。

これは地域でもどこでもそうなんです、そういう部分が私はあるんじゃないかというふうに思っています。だから、最終的には他人事のように選挙を思って、例えば、今回の投票率とか、清須だけのことでなくて、全国的にそんな傾向がある。だけど、このことで私たちが諦めてはいけないというふうに私は認識しております。

諦めず、子どもたちに夢を与え、また夢を実現できるため、また、そのために生きる力を育むために何をしていかなきゃいけない、これは継続して指導していくことが私は大切だと思っていますし、清須市の小学校はそのことを小中学校というふうに目指しているのが現状ですが、まだ十分成果は現われてないのも事実でありますので、今後続けていきたいと思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

前向きな御答弁ありがとうございます。今後も主権者教育については、子どものうちから選挙とはどういうものなのか、なぜ、投票に行く必要があるのか、どのように自分たちに関わってくるのかということをご力をいっていただき、若い世代の投票率をさらに伸ばしていただきたいと思いますというお願いを申し上げ、この質問は終わります。

それでは、②の質問にお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

②の質問に対して答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

本市では第2次総合計画後期基本計画の行政運営の方針にもあるとおり、市民参加、市民協働を推進しており、総合計画をはじめ各種計画を策定する際には、パブリックコメントなどの手法により、市民の声を反映する機会を設けております。まち・ひと・しごと創生総合戦略2020の策定過程においては、若い世代を対象としたインタビュー調査を実施し、調査結果を踏まえて取組を進めております。

また、まちづくりに興味を持ってもらう機会として、令和3年度には市内の中学生を対象としてまちづくり調査を実施し、結果については市民協働テラスの題材とするなど、若い世代の声を適切に反映させております。今後も若い世代を含めたすべての市民の声が政策立案に反映されるよう、様々な市民参画手法を採用し、市民感覚や市民ニーズの把握に努めてまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

答弁の中で若い世代の声を吸い上げるために、中学生のアンケートと医療学生のインタビューをやっているとのことですが、具体的な内容はどのようなものでしょうか。

議長（野々部 享君）

林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

若い世代へのインタビューについては総合戦略の策定過程において実施しており、愛知医療短期大学の学生10名に対して、全体ディスカッションを交え、インタビューを行い、総合戦略の基本目標に対する意見や提案を頂いております。

中学生へのまちづくり調査については、令和3年度に新川中学校3年生を対象に、授業の一環として、清須市のまちづくり調査として3つの題目についてアンケート調査を実施しております。回答については150名の生徒が回答しており、調査結果については、市民、団体、企業、行政の立場で幅広い年代の方が参加いただいている市民協働テラスでの議題や話題提案に取り入れており、今年度については前年度以降であったアンケート調査を市内全中学校の3年生に実施を予

定しております。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

本市では、特定の世代の声に限らず、幅広い世代の声を吸い上げるためのアプローチをされているとのことで理解いたしました。

1 点気になりましたのは、市民の皆様の声が本市が積極的に吸い上げようとしている点については今後も継続して行っていただきたいのですが、市民の皆様の中には本市のアプローチを知らず、漠然と自分たちの声は届かないと諦めてしまっている方も多いと思います。もちろん私たち議員がパイプ役となれるよう日々努めていきたいと思いますが、本市が市民の皆様の声を求めていますよという姿勢であることをより多くの方に知っていただき、たくさんの声が市に集まるようアプローチの方法にも工夫していただければという要望にてこの質問は終わらせていただきます。

議長（野々部 享君）

次に、1 の③の質問に対し、榎本総務部次長兼総務課長、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

平成25年4月の公職選挙法の改正によりまして、国政・地方選挙においても候補者や政党等でなく有権者の方についても一定の制限がありますが、Facebook、Twitter等のSNS、動画共有サイト、ホームページ等のインターネットを利用した選挙運動が可能となりました。そのため、候補者は選挙運動においてポスターやビラなどの紙媒体だけでなく、SNSやホームページ等のインターネットを利用することにより幅広い年齢層へ情報提供していただくことが可能となっておりますので、活用いただきまして、多くの情報発信をしていただければと思います。

また、選管としましても、市ホームページにおいて選挙制度の周知のみではなく、選挙時におきまして候補者一覧だけではなく、選挙公報の掲載などにより投票率の向上に向け情報提供をしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

市選管としてできることを実施されているということで理解いたしました。

やはり今後、若い世代のアプローチとしては、インターネットや SNS が効果的だと思いますので、選挙への関心を高めるためにも、さらなる SNS やインターネットを活用しての情報提供を御提案させていただきたいと思います。

例えば、ターゲット、地域を絞って SNS の広告利用や市公認インフルエンサーによる情報発信、ポスター掲示板に QR コードを表示し選挙公報を読み込めるようにするなど、また、投票所に投票に行ったと分かるようなパネル等を設置し、撮影スペースを設けて楽しめる要素を盛り込んでいくのも手かと思います。

実際に本市の有権者による SNS 投稿の事例を御紹介いたしますと、投票完了後にもらえる投票済証明書について、2021 年秋に行われた衆院選から、紙ではなく、しおりのようなものに変更されているかと思います。有権者が SNS 上でのしおりをアップしている投稿が上がっているのを複数見つけました。投票済証明書を映えするデザインにして、投票に行ってきたというように、有権者の方が SNS にアップして拡散をすることにより、若い世代の関心を高められるのではないかと思います。

公職選挙法や財源確保もあるのですぐに実行できるものばかりではないことも承知しておりますが、本市の選管ならではの新しい取組として、若い世代に向けて SNS やインターネットの積極的な活用の御検討をお願いしたいと思います。

次の質問へお願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、2 の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

2 の質問についてお答えさせていただきます。

今後の少子高齢化と人口減少社会、成人年齢の 18 歳への引き下げなど、社会環境の変化に対

応した生活を不安なく送るためには、早い時期からの将来を見据えた人生設計が大切だと考えております。また、キャッシュレス化など、お金を取り巻く社会の仕組みも大きく変化し、お金の価値を知ることも大切だと考えております。

文部科学省の学習指導要領では、金融や経済、消費生活に関して小中学校の各段階で指導することとしており、小中学校の家庭科や社会科において学習を行っているところです。本市といたしましても、児童生徒一人ひとりがお金や資産の働きを理解し、経済的に自立するためにお金に関する授業を通して社会や生活に関わる物事を具体的に学ぶことは、主体的に判断、行動して問題を解決する生きる力を養う上で必要なことだと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

家庭科や社会科の授業の中で行っているとのことですが、金銭教育にかける授業時間数はどれくらいなのでしょう。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

小学校では5年生の家庭科の中の持続可能な暮らし、物やお金の使い方という単元で6時間授業を行っております。

また、中学校では、2年生の家庭科の中の消費生活と環境の単元で5時間、3年生の公民の中の消費生活と市場経済、市場経済の仕組みと金融の単元でそれぞれ6時間ずつ授業を行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

理想といたしましては、テストに出る単語を暗記するだけの学習ではなく、金融リテラシー、

金融や経済に関する判断力を高めるために5つの力、具体的には、ためる力、稼ぐ力、増やす力、守る力、使う力を身につけられる実のある学習を行う機会を義務教育の間に子どもたちに平等に与えていただきたいと思います。

最近ではフリマアプリのメルカリが提供するメルカリエデュケーションという楽しく学びながら実践的にお金について学べるプログラムやY o u T u b eで金融系ユーチューバーのチャンネルが豊富にあったり、お金の勉強と検索すれば幾らでも学べる情報は出てきます。しかし、興味がなければそういった情報に触れる機会はないため、格差を生むことにもつながると思うのです。

教育長に御答弁をいただきたいのですが、本市としては、今後お金というものが複雑化していく世の中で金融金銭教育について家庭科、社会科の授業カリキュラムの中での学習で十分学ぶことができるという見解でよろしいでしょうか。

議 長（野々部 享君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

金融教育というものは、私はお金を通して社会を見る目を養う、そういう教育だというふうに認識しております。

議員が先ほど言われた幾つかのお金を使うとかためる、そういうことを通していろんなことを培っていかなきゃいけないんですけど、その中でお金の様々な側面、そんなものも併せて行っていかなきゃいけないし、そんな知識だけでなく健全なお金の使い方、これから勤労意欲という、学ぶというか、働くということで機能することも併せてやっていかなきゃいけない。

それからお金というものは限られたものですから、例えば、要求すればどンドンどンドンお金が出てくるということではなくて、そのときに必要なものはどこなのか。例えば、今、清須市で何が必要なのかとか、そういうことに限られた予算の中でいろいろ今こういう中で議論されているわけですから、そういうようなことも併せて、限られた予算の中で何が必要なのか、そういうことを教えていく必要があるんじゃないか。

それから、議員が先ほどおっしゃったように、お金が昔は見えてました。ですが、最近はキャッシュレスの状態でお金が見えなくなった。そういうとこの怖さも併せて私たちは教えていかなきゃいけない。そういうことをこれからも根強くやっていきたいというふうに思っています。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

お金について教えるとなると専門知識が必要でございますし、先生方も日々の業務に負われて大変だと思いますが、金融広報中央委員会のように、専門知識を持った機関があり、出前講座なども行っておりますので、そういった外部の力も取り入れながら、今後、本市の子どもたちの金融リテラシーの底上げができるような金融教育に力を入れていていただきたいという要望としてお伝えさせていただきます。

これにて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（野々部 享君）

以上で、伊藤議員の質問を終わります。

ここで3時まで休憩させていただきます。

（ 時に午後 2時43分 休憩 ）

（ 時に午後 3時00分 再開 ）

議 長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6 番議員（山内 徳彦君）登壇 >

6 番議員（山内 徳彦君）

議席番号6番、新世代、山内徳彦です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

介護老人福祉施設について

清須市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の基本理念は、地域で支え合い、健やかに自分らしく安心して暮らせるまち、清須を基本理念にされており、2025年までには、団塊の世代が全て後期高齢者になるとされ、さらに団塊ジュニア世代が全て65歳以上になるとされている2040年を見据え、高齢者人口や介護サービスの需要を中長期的に見据えた計画として策定することが必要とされています。

また、本市の最上位計画にあたる清須市第2次総合計画においては、高齢者福祉について、市

民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手となるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまちを目指す姿として掲げています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、日常生活圏域を市内全域の1圏域から4圏域とするとともに、本年6月から地域包括支援センターが2か所となりました。今後の地域包括ケアシステムの深化と推進を期待するところです。

一方、常時介護が必要な高齢者やその家族が施設に入所を希望している現況もあり、施設入所待機者の解消のため、地域では6個目となる特別養護老人ホームかもだの里が完成しました。本市では過去の御答弁において、一層の高齢化と施設入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームの建設を推進するとされました。

そこで、本市内における特別養護老人ホームへの入所手続等、利便性について、以下お伺いします。

①現在の特別養護老人ホームの入居条件は介護度3以上となっておりますが、介護度2または1の人は入所できないのですか。また、入所申込みの方法について教えてください。

②現在、特別養護老人ホームへの入居状況や待ち人数をお教えてください。

③施設において地域との交流も重要と考えます。法人でもボランティアによるバイキングの補助、喫茶コーナーの運営等市民が活躍していると思いますが、市としては施設と地域との交流をどのように支援していますか。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

①の質問についてお答えいたします。

特別養護老人ホームに入所できる方が、原則、要介護3以上の方となっております。ただし、特例要件として、要介護1、2の方についても、家庭環境等のやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所することが可能な場合もあります。

入所の申込みについては、西春日井福祉会が運営する6か所全ての特別養護老人ホームが窓口となりますが、希望する入所施設以外にほかの施設も含めて複数選んで申し込むこともできます。

また、申込みする際には、御本人の日常生活動作、健康状態、認知症の症状及び介護者の状況等を確認するため、原則、御本人か御家族と面談が必要となります。引き続き、施設の特色等を御説明するなど、西春日井福祉会と連携しながら入所手続を進めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

御答弁ありがとうございます。

要介護1、2の方についても、やむを得ない事情により、特例的に入所することは可能ということですが、現在、介護度2以下の方は何名入所されているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

市内にあります特別養護老人ホームでは、要介護1、2の方は合計で6名見えます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

6名ということで、ありがとうございます。

先ほどの御答弁のとおり、入所には希望者の様々な状況を把握する必要があり、面談が重要となる入所手続ですが、優先順位を定めるに当たり、例えば、今、市内の保育園、この入園時の審査というのにポイント制が導入されておるんですが、今現在、これを有効に活用されていると思います。このように施設のほうの入所時にポイント制を導入するという手もあると思うんですけども、その点についてお考えをお願いします。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

施設のほうでもよく似たような方法は取っておりまして、介護度や認知症の程度、待機している際の居場所や介護者の有無などを点数化して、一定以上の点数の方が優先されるようになって

おります。また、既に入所している方の性別や介護の状況などを総合的に判断して、各施設で入所選考委員会が開かれて審査をされております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

御答弁の中で各施設で開かれる入所選考委員会というのがあるとお聞きしたんですが、このメンバーというのはどうなっているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

各施設の施設長、また生活相談員、介護支援相談員、専門員、介護士、看護師、外部委員として民生委員の代表も入っています。また、必要に応じてリハビリ職や栄養士が委員会に入ることもあるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

申込手続については、西春日井福祉会での面談の上、様々な状況を聞き取り、精査しなければならないということから考えますと、複雑であるが故、ネットでの申込みというのは難しいと考えたほうがよろしいですか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

ネットでの申込みは御本人の正確な情報が把握できないために、面談で御本人の状況を把握して、また施設のほうも特色などを説明して、御理解をいただいて入所手続を進めているというふうに聞いております。

西春日井福祉会のホームページのほうを確認いただくとサービスの利用や施設見学の希望などに対するお問合せ用のフォームのほうがございますので、そちらから問合せメールを送っていただくことは可能になります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

その面談時に入所希望者の状況が詳しく聞き取りされているということですが、希望者には様々な事情があり、入所希望を出されている状況にあると思います。そのような状況下で数か月の待機ということがあると、各御家庭に状況が変わることがなく過ぎなければならぬので、このようなときに何か手助けできることというのはないのでしょうか。それとまた、どのような支援が必要かお考えをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

人それぞれ状況が違いますけれども、介護する方がいなかったりだとか、認知症の症状が進行することによって御家族が介護が負担になっている場合、またケアマネに相談していただくと状況に合ったサービスを御本人、御家族と選んで在宅ケアできるプラン等を立てていただくことができます。場合によってはショートステイなどを御利用いただいて、できる限り御家族の御負担が軽減できるようにしていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

先ほど御答弁にあった状態に合ったサービスというのはどんなことがありますでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

常時介護が必要な状態の場合は、訪問介護の利用により、食事だとか排せつ等のお世話を受け

る身体介護、また掃除や洗濯などの生活の援助などが挙げられます。

また、療養所のお世話が必要な場合には、お医者さんとか歯医者さん、薬剤師の方などが自宅を訪問して居宅療養管理指導や看護師が訪問する訪問看護等のサービスが組み込まれることもございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

いろいろなサービスがあるということで、それでは、今後、御家族の介護負担を軽減するためには、何か新たなサービスの導入とかはお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

現在も様々なサービスがあるんですけども、介護の状態に応じて現行のサービスを組み合わせさせて介護のほうを行っていきますけれども、今後も在宅サービスのニーズへの対応や事業者の参入意向の把握に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ぜひ、今後もいろいろと考えて取り組んでいてもらいたいと思っております。

入所に関しましては様々な御配慮の下、入所希望者へ適切な御指導をいただいていることをとてもありがたいと感じております。今後も入所希望者への入居までのサポートをはじめ、入所希望者の緊急性や状況を的確に判断していてもらいたいと思っております。

それでは、次の質問へお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

②の質問についてお答えいたします。

市内の特別養護老人ホームの定員はペガサス春日100床、清洲の里80床、平安の里96床となっていますが、令和4年5月末現在、各施設とも満床となっております。また、令和4年5月1日現在、清須市民の方で西春日井福祉会の特別養護老人ホームに入所を希望されている方は、ペガサス春日41人、清洲の里19人、平安の里33人で、市外の北名古屋市の施設4人の合計97人の方がお見えです。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

では、かもだの里が開設されることにより、待機者の解消というのはどれぐらい見込まれていますでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

西春日井福祉会の特別養護老人ホームの入居待機者が5月1日現在全体で北名古屋市、豊山町も含めまして318人のお見えになります。かもだの里は定員100床となっておりますので、待機者の3割程度が解消しました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

そうすると、残り200名ちょいということになると思います。市内には特別養護老人ホームのほかにも介護関連施設があると思いますが、各施設の空床状況について、市のホームページなどで公開されると待機者が現状把握できるとともに、その現況に応じて選択肢を広げるといったこともできると思うんですけども、待機状況というのを発信することについてのお考えをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

市内にある介護関連施設は特別養護老人ホームが3件、老人保健施設が1件、介護医療院が1件、地域密着型サービスではグループホームが3件、小規模多機能型居住介護が1件、また有料老人ホームが6件となっております。

施設の空床状況については、現在把握のほうをしております。民間の実施している高齢者福祉施設のサイトのほうがありますので、そちらのほうで御自分で希望する条件の施設を検索することは可能と考えます。

市のほうとしましては、ホームページの掲載については今後研究のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

市内には特別養護老人ホーム以外にも関連施設は数多くあるということですが、これらの施設に入所するための検討材料にもなると思いますので、待機状況についてはホームページへの掲載を御検討くださるようお願いいたします。

それでは、今後、第8期介護保険事業計画に記載されている後期高齢者や高齢者の人口推移を考えた場合、2025年には高齢者人口が微増であるものの、75歳以上の後期高齢者の人口は現在1千人近く増加し、2040年には65歳以上の高齢者人口の割合は全体の約23%から27.6%まで増加するとなっております。そのような中、高齢者対策、どのような考えで進めていかれるのか、現在のお考えをお願いいたします。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

計画の策定時に行った市民に対するアンケートの中では、人生の最後を自宅で迎えたいと考えている方が多かったことから、まずは可能な限り、在宅生活の継続を支援できるようなサービス提供の確保が必要というふうに考えております。

また、要介護状態にならないように健康寿命の延伸や介護予防事業の充実を図っていきたいと

いうふうに考えております。そのためにも、今後も地域の方、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を図り、地域で支え合いながら生活できるよう事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

できる限り在宅生活を継続できるよう、引き続きサポートをお願いいたします。

今回完成したかもだの里の施設見学には、実に1千500名もの見学者が訪問されたと伺っており、特別養護老人ホームへの住民の期待の高さが伺われるのもまた事実でございます。今後も市民にとってよりよい生活を送られるよう考え、そして進めていってほしいと思います。

それでは、最後の質問へお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、③の質問に対し、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

③の質問についてお答えいたします。

コロナ禍の中、各施設においては、感染拡大防止のため面会等を制限していることから、施設でのボランティア活動は中止となっておりますが、社会福祉協議会に登録し、特別養護老人ホームにおいてボランティア活動の実績があるグループは12団体あり、また保育園児による施設訪問や中学生による職場体験の実施により施設との交流を図っています。

また、本市での特別養護老人ホームと地域の交流支援としては、施設が地域住民との交流を図る介護の日のイベント時の市職員の派遣事業、また、市民向けの認知症サポーター養成講座の際には、施設の方々から職員派遣の協力を得るなど、本市の事業の一環として施設職員と地域等の方々で交流することでそれぞれが顔の見える活動の一助となるように努めています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

施設支援以外にも、施設の方が市の開催する認知症サポーター養成講座に参加されていると理解してよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

そのとおりでございます。

介護現場で働く職員の皆様に認知症の事例の紹介をしていただいたりだとか、認知症サポーター養成講座の中で寸劇を実施することがあるんですけども、その際に高齢者役を演じていただくこともあります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

介護職員の皆様が忙しい中、市の事業に協力し、地域との交流を図っていることに感謝いたします。先ほどの御答弁にありました中学生の職場体験において、介護職の魅力を伝えることができるよう期待するとともに、今後も施設と市民との交流を図り、市民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手となるよう高齢者支援ができる地域づくりをお願いいたします。

最後になりますが、国が定める職員の配置基準が入所3名に対し職員が1名となっておりますが、これが4名に対し1名になるというような動きがあり、その背景には介護者の人材不足の問題があります。こうなれば当然サービスの低下が懸念されることとなります。既存の施設では利用者に寄り添い、手の行き届いたサービスが提供されていると聞いております。今後もこのようなサービスが継続できるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

次に、松川議員の質問を受けます。

松川議員。

< 8番議員（松川 秀康君）登壇 >

8 番議員（松川 秀康君）

議席番号 8 番、新世代、松川秀康でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

私からは、大きく 3 点質問いたします。

まず、1 点目、小学校社会科副読本について。

現在、本市の小学校では、3 年生、4 年生の社会科の授業では副読本としてわたしたちのまち清須市を使用しています。子どもたちが本市の地勢、産業や歴史を学ぶために有用なものであり、内容の充実化が求められます。その副読本が令和 3 年度には改訂されました。改訂の内容について教えてください。

大きく 2 番目、オンライン授業について。

令和 3 年度より本市の小中学校ではタブレット端末が導入され、電子媒体を使った授業が開始されました。さらにインターネット環境を使用して教室をまたいだ通信、学校外、児童生徒の家庭との通信をすることによるオンライン授業が可能な環境がハードウェア的には整った状態であると思われま

す。そこで、①現在、各小中学校の児童生徒の家庭のインターネット通信環境の状況について教えてください。

②オンライン授業の実施状況について教えてください。

③今後、オンライン授業についてどのように進めていくか教えてください。

大きく 3 番目、休日診療所について。

本市ホームページには、休日急病診療所・外科当番の診療休止について、この地域内でさらなる新型コロナウイルス感染症の感染拡大を回避するために、西春日井東部・西部休日診療所並びに外科当番は十分とは言えない設備のため、診療をしばらくの間休止し、下記医療機関で対応いたします。

受付時間：午前 9 時 30 分から 11 時 30 分／午後 1 時から 4 時 30 分

発熱、咳など、呼吸器症状がある方の診療 はるひ呼吸器病院

外科や一般的な救急診療 済衆館病院となっております。

①東部・西部休日診療所、外科当番を実施していたときの体制と現在の体制の違いについて教えてください。

②今後の見通しについて教えてください。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

①の質問についてお答えいたします。

学習指導要領が改定されたことにより、令和2年度から使用する小学生の教科書も改訂されました。それに伴い、小学校3年生、4年生が社会科で使用する副読本も、本市の教員で構成された副読本編集委員会により改訂を行いました。

小学3年生が学習する内容の変更点につきましては、従来学習していた古くから残る暮らしにかかわる道具、それを使っていた頃の暮らしの様子の項目が市の様子の移り変わりに改められました。これにより、副読本の古い道具と昔の暮らしのページを縮小し、市の様子と人々の暮らしの移り変わりの項目の一部として、人々の暮らしと関連づけて扱うことになりました。

小学4年生が学習する内容の変更点につきましては、従来学習していた地域社会における災害及び事故の防止の項目のうち、自然災害に関する内容が自然災害から人々を守る活動という独立した新項目が追加されました。これにより副読本に自然災害から暮らしを守る、風水害から暮らしを守るという項目を新たに作りました。

主な変更点といたしましては、以上となります。以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

副読本の全ページ数は、以前のものは199ページだったんですが、今回207ページと増えておるんですけども、歴史に関するページが37ページから22ページに減っていると数えてみたんですけども、それは古い道具と昔の暮らしのページが縮小したために減ったと理解してよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

変わってきた人々の暮らしという人の視点から、市の移り変わりというまち全体からの視点に

変わったことによって、その移り変わりの中に古い道具や昔の暮らしが取り込まれたことによって多少の縮小があったものでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

そういうことですね。要は、人視点で見た歴史から市の移り変わりという近現代の歴史に変わったということに理解しました。

次に、農家の仕事という表があるんですけども、市で作られている野菜や果物で取り上げられている野菜が、清須の伝統野菜として結構耳にする土田かぼちゃや宮重大根ではなく西牧にんじんであるのはどうしてですか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

働く人と私たちの暮らしの単元の中で、農業と地域の人々の暮らしとの関わりについて学習する目的で、清須市内で特に生産量が多く、広範囲に流通しているにんじんを取り上げております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

農家の暮らしという視点では流通量が多いにんじんを取り上げるというのは理解しましたがけれども、清須の伝統野菜として小学生に土田かぼちゃや宮重大根というものがあるということを確認してもらうように、次回の改訂ではぜひ載せていただくよう要望いたします。

今回の改訂で朝日遺跡と朝日遺跡ミュージアムのページが見開き2ページで追加されたということについてはすごく評価できると思います。このページで朝日遺跡の学習に合わせて、小学校4年生で朝日遺跡ミュージアムを見学しているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

朝日遺跡の見学は弥生時代を学ぶ歴史の学習という位置づけで、6年生のところで見学を行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

4年生で副読本で朝日遺跡と朝日ミュージアムをやるけど、6年生でも弥生時代の歴史をやるというところで、4年生の復習をして朝日遺跡ミュージアムの見学をしていただくようお願いいたします。

現在、副読本は紙で製本されたものを使っていると思うんですけども、去年よりタブレットを使用している現在ですね、副読本の内容を電子データ化してコストを削減する、そういったことは検討されておりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今のところ電子データ化をする予定はございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

ほかの自治体では小学校の副読本を電子化して、ほかの市民の皆様にも見てもらえるようにホームページで掲載しているような自治体もあるようです。ぜひ、本市についても電子化をする検討をしていただきまして、小学生が清須のことをどういように勉強しているかというのを紹介するために、ホームページに掲載して紹介していただきたいと思います。

また、電子化することによって紙の本を持ち歩くこともなくなりますので、少しでも小学生の児童のランドセルを軽くするという負担にもつながると思いますので、ぜひ検討をよろしく願います。

次、お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

2の①の質問についてお答えさせていただきます。

児童生徒の各家庭におけるインターネット通信環境の状況につきましては、令和4年5月時点で各小学校においては約96%から99%、各中学校におきましては約97%から99%で、全体では98.2%でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

実際、数ですと何人ぐらいでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

約100人でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

次、お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

2の②の質問についてお答えさせていただきます。

令和3年度、各小中学校において新型コロナウイルス感染症の学びの保障としての対策を中心に、タブレット端末のオンラインによる活用を行っております。活用の方法は様々で、双方向で行ったものとしたしましては、学級閉鎖中に児童生徒たちの顔を見ながらの国語、算数、英語などの授業、また学習支援ソフトを使って課題を提出し、それを添削して、また児童生徒に返却する、授業を録画した動画を配信し、それを見て課題を提出するといったことを行いました。

そのほか、授業ではありませんが、委員会等で行われている講師による講演会や生徒会行事につきましても双方向で行いました。また、一方向により、別室の児童生徒に授業を配信するといったことも行っており、今後の双方向によるオンライン授業につなげる取組を行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

インターネットの環境がない家庭の児童生徒に対してはどうか対応されてあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

初めはモバイルルーターを貸し出すことで対応を考えておりました。しかし、インターネット環境のない児童生徒はいなかったため、実際には貸出しは行いませんでした。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

モバイルルーターの今の配備状況を教えてください。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

市全体で350台保有しております。そのうち回線契約をしておるものは20台でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

先ほど実際に貸し出してはいないということなんですが、今後不足するようなことはないのでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

現状はございませんが、今後、タブレット端末の家庭でのインターネット接続による活用状況を見ながら、インターネット環境のない家庭にはモバイルルーターの貸出しを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

実際、今回のコロナの関係で学級閉鎖でオンライン授業を実施した回数はどれぐらいでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

これまでに6回ほど行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

その6回というのは、教師のスキルによってできたりできなかったり、そういったことはありませんでしたか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

そういったことはございませんでしたが、オンライン授業につきましては教員のスキルということも左右されますが、児童の年齢や発達段階に応じて左右されるものと認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

分かりました。

タブレット導入してから私も自分の子どもの授業参観とか行って実際使っているところを見て、先生も児童生徒ももう既に慣れているなど非常に感じております。

それでは、次、3 番お願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、2 の③の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

2 の③についてお答えいたします。

今後のオンライン授業の進め方につきましては、令和3年度に引き続き、タブレット端末によるオンライン活用をしていくとともに、様々な場面で双方向によるオンライン授業の機会を設けていきたいと考えております。

また、教員のスキル向上も重要だと考えておりますので、定期的を開催している教育 I C T 推進委員会における教員間の積極的な情報交換や I C T 機器を活用するための様々な検証を行うことによりスキル向上に努め、よりよいオンライン授業につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

自然災害などで市内の全小中学校が休校になった場合は、オンライン授業について対応できますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

被害状況にもよるとは思いますが、ハードの面におきましては可能だと考えておりますが、通常の授業と全く同じように行うことは難しいと考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

どういった点が難しいのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校ではなく自宅という状況において、長時間にわたり児童生徒を授業に集中させることが一番難しいと考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

今後、自然災害や感染症もまたいつぶり返すか分からない状況で、全校が休校になるということも考えられないことはないと思いますので、そういったときのために準備しておくように要望いたします。

あと、教科書の電子化によるペーパーレス化については今後進むのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

ペーパーレス化につきましては、国の今後の方向性においてはデジタル教科書の普及促進等が検討されております。本市におきましても、国の方針や施策を注視しながら検討を進めていきたいと考えており、今後、電子化によるペーパーレス化が進んでいくものと認識しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

国の方針によって早く進むことを願っております。それによって児童生徒の靴の重さの負担というのも減っていくものと考えられるので、それに併せて迅速にペーパーレス化を進めていただくようお願いいたします。

次、お願いいたします。

議 長（野々部 享君）

次に、3の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の質問にお答えをさせていただきます。

休日急病診療について、令和2年3月までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前は清須市、北名古屋市、豊山町で構成する西名古屋医師会圏域において、内科系は、北名古屋市にある東部と清須市にある西部の2か所において休日急病診療所を開設しておりました。また、外科については、2市1町内の外科診療所、病院において輪番の体制で実施しておりました。

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大及びウイルスの感染の特質性を踏まえ、西名古屋医師会より、現在の休日急病診療所では感染対策が不十分なため、改善の要望がありました。2市1町、西名古屋医師会及び西春日井広域事務組合の3者で協議を行った結果、しばらくの間、外科や一般的な救急診療を済衆館病院に、また咳や発熱など呼吸器症状がある方の診療をはるひ呼吸器病院で休日急病診療を実施していただくこととなり、現在においても2つの医療機関において継続して実施しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

実際、前後での受付件数の推移を教えてください。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

休日急病診療所の受診者数になりますが、平成30年度は、東部・西部の診療所を合わせて7千620人、令和元年度においては、東部・西部の診療所の受診者数が6千755人、令和2年3月8日以降の1か月間だけは、はるひ呼吸器病院と済衆館病院のほうで休日診療所をやっ
ていただいておりますので、その受診者数が152人、合わせて6千907人、令和2年度につ
きましては2千127人、令和3年度につきましては2千790人となっています。

医療機関のほうでも受診控えのほうがございますが、休日急病診療所においても受診控えがあ

り、受診者数が減っていると思われます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

西部につきましては西枇杷島地区になるんですけども、日曜日の午前中に診療しているクリニックがあることも減った原因になっているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

確かに、一医療機関が日曜日に診療していただいておりますので、そちらに受診される方もあるかもしれないと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

実際、はるひ呼吸器病院と済衆館病院に変わって、サービス内容に劣化した点はございますでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

場所が移動しておりますので、例えば、西枇杷島地区に西部休日急病診療所がございましたので、距離的に遠くなった方がいらっしゃるかもしれませんが、逆に、近くなった方もいらっしゃいます。特にサービス内容については劣っているところはないと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

以前は西部・東部、ほかの外科も輪番、1次救急医療であると思われませんが、その点について

はいかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

救急医療に関しましては、1次救急、2次救急、3次救急に分かれております。第1次救急は、傷病の初期及び急性症状の医療を担当して、第2次救急医療機関への選別機能がございます。これが休日急病診療所に当たります。

第2次救急は、第1次救急医療機関の後方病院として、入院、または緊急手術を要する緊急患者の医療を担当するもので、圏内をブロックに分けて医療圏ごとに幾つかの病院が共同で輪番方式で対応をしております。近隣では済衆館病院、はるひ呼吸器病院、稲沢市民病院などがこの医療機関となっております。

第3次救急は、第2次救急医療機関の後方病院として重篤な救急患者の救急を担当しております。以前は第1次救急ということで休日急病診療所を実施しておりましたが、現在の済衆館病院、はるひ呼吸器病院は第2次救急の医療機関であるため、受診される方にとっては、お体の状態などにより必要な検査なども行われるため、劣っているということはありません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

2次救急の医療機関に、こうしたことで負担する金額に変化はございましたか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

この負担金につきましては、休日や祝日、年末年始などの日数により金額を積算しておりますので、その日数によって、年度によって多少金額が変わりますが、大きな変更はございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

次、お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、3の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の質問にお答えをさせていただきます。

今後の休日診療の体制については、西部休日急病診療所は耐震基準を満たしておらず、市とUR都市再生機構の協議により取壊しが予定されていること、また東部休日急病診療所も老朽化が進んでいることから、現状の施設でそのまま感染以前のように再開をすることは困難な状況にあります。現在も2市1町、西名古屋医師会及び西春日井広域事務組合において、感染症対策などを踏まえ検討をしております。今後も引き続き協議を重ねてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

ありがとうございます。

以前と比べて症状別の受け付けとなっているため単純比較はできないですが、重症患者の場合、直接2次救急医療の診察も受けられるという今利点があります。また、費用的にもあまり変動がないということも分かりました。今後、費用をかけて新たな休日急病診療所を整備するよりも、現状の2医療機関による臨時措置の常態化を続けるのが私としてはよいのではないかと思いますので、ぜひ、現状の臨時措置の恒久化も選択に入れて検討を進めていただくように要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（野々部 享君）

以上で、松川議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了いたします。

残りの3名の方につきましては、明日6月7日火曜日午前9時30分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より、大変御苦勞さまでございました。

(時に午後 3時48分 散会)